

社会福祉振興助成事業 事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構 2019年1月
社会福祉振興助成事業審査・評価委員会



本書について

本報告書は、平成 30 年度に実施した事業評価の取組をとりまとめたものです。

社会福祉振興助成事業（WAM 助成）を活用して実施された各地の民間福祉活動がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかを振り返るとともに、優れた事業の普及や助成制度の改善に資することを目的としています。

目 次

		評価結果	実 績	成 果	社会課題	改 善
1. はじめに	P1					
2. WAM 助成とは	P2		●			
3. WAM 助成の事業評価	P3	●				
4. ヒアリング評価結果	P4	●				
5. 平成 29 年度助成実績	P5		●			
6. 特に優れた事例	P6	●	●	●	●	
7. 優良事例一覧	P20		●	●	●	
8. 平成 29 年度事業を振り返って	P21			●	●	●
9. モデル事業を振り返って	P24			●	●	
10. 今後の WAM 助成の充実に向けて	P26					●
11. (参考) フォローアップ調査結果	P28		●	●	●	●
12. (参考) 2019 年度 募集要領等	P32					●



1. はじめに



地域の福祉基盤の充実を願って

昨今、社会課題は複雑化し、柔軟できめ細やかな民間福祉団体の取組に大きな期待が寄せられています。

WAM 助成は、既存の制度だけでは対応が難しい課題に取り組む民間福祉活動を後押しする公的助成です。制度による支援と民間の創意工夫ある活動が密に連動し、地域におけるセーフティネットを構築することにより、社会課題の解決の仕組みをつくることを目指しています。

また、連携を重視する WAM 助成では、実施団体が新たなネットワークを構築することで、助成期間終了後もおよそ 9 割が事業を継続しています。

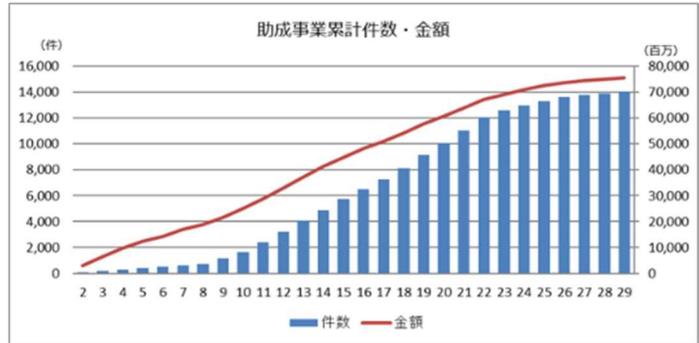
本委員会では、WAM 助成の事業評価を行うことにより、優れた事業の普及や助成制度の改善を図るとともに、民間福祉活動のさらなる成果や発展につながることを目指しています。様々な課題に対応するため、新たな地平を拓く可能性を秘めた民間福祉活動の後押しにより、国民一人ひとりの福祉の増進に寄与することを願っています。

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会
委員長 大日向 雅美

2. WAM助成とは

28年間で約14,000件の事業に約760億円を助成

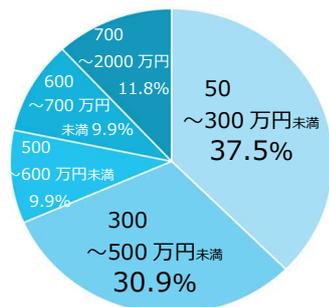
国庫補助金や寄付金を財源としたWAM助成(社会福祉振興助成事業)は、政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成を行うことで、高齢者・障害者等が地域のつながりの中で自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行うことを目的としています。



(1) WAM助成の特徴

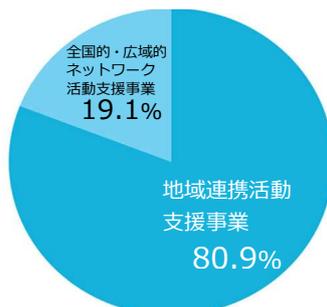
- ① 国の政策に連動した助成テーマを設定
- ② 制度の隙間にある社会課題に対する公的助成
- ③ 分野横断的な取組を積極的に支援
- ④ 地域内又は広域的な相互連携事業を支援
- ⑤ 制度化、モデル事業化や自立化を後押し
- ⑥ 事業評価結果から新たな課題等を国に報告

採択金額の内訳(平成29年度)



助成規模 50~2,000万円

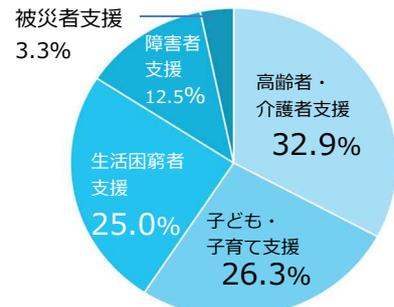
事業区分の内訳(平成29年度)



2種類の連携型助成

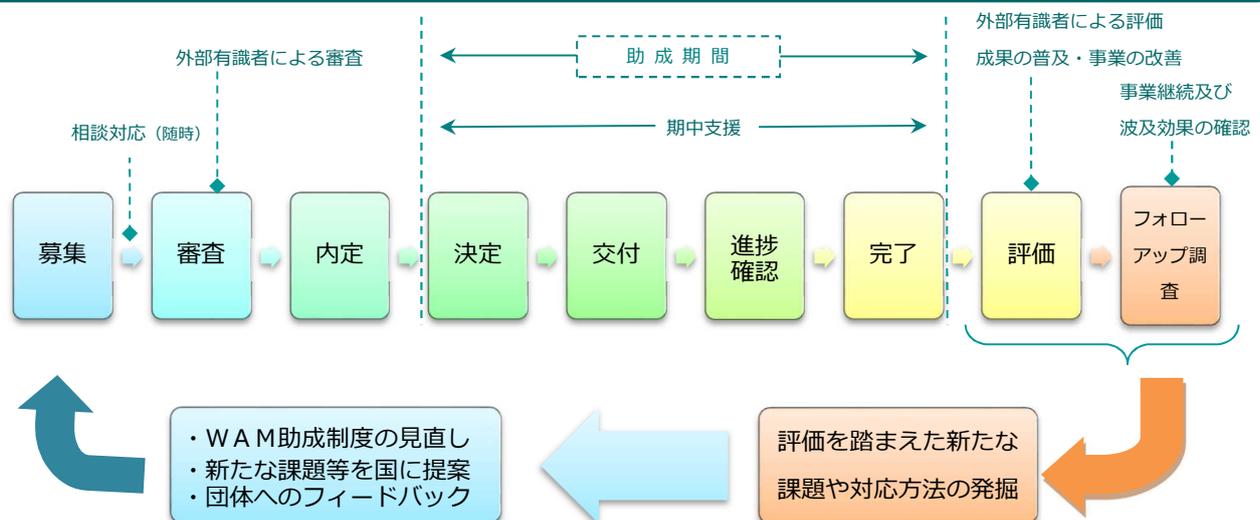
※詳細はP32参照

助成分野別の採択件数割合(平成29年度)



政策課題に即した助成分野

(2) WAM助成の流れ



3. WAM助成の事業評価

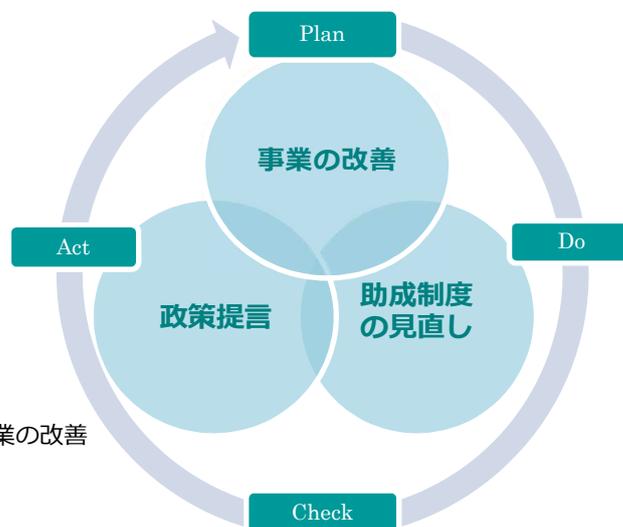
(1) 事業評価とは

① 目的

助成を受けて実施された事業が、「どのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたか」を確認することを目的に、事業評価を行っています。

事業評価の実施により、優れた助成事業の普及と同時にWAM助成の改善、さらには新たに抽出された課題について政策提言することを目的としています。

(※詳細は評価方針による)



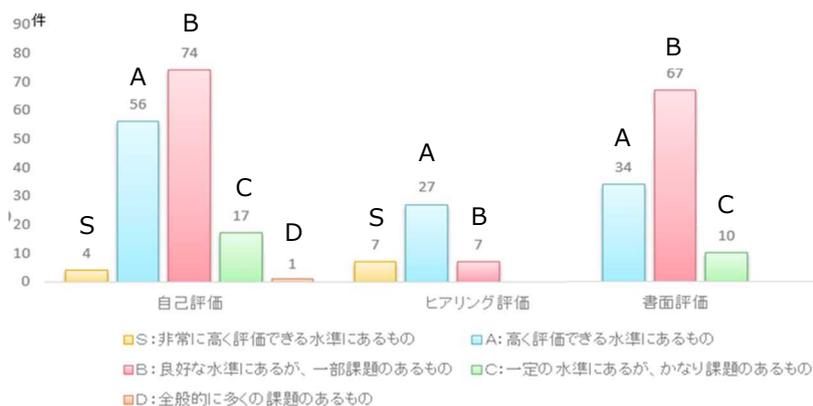
② 活用

- ・ 助成事業実施団体への評価結果のフィードバックによる事業の改善
- ・ 次年度の審査への反映
- ・ 優れた事業の普及
- ・ 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

(2) 平成 30 年度に実施した事業評価

平成 29 年度助成事業	自己評価 (152 件)	助成事業実施団体自身が、事業終了時に助成事業を振り返り、想定していた成果と実際の状況の比較分析により現状を認識し、以降の活動に活かす
	ヒアリング評価 (41 件)	審査・評価委員会委員と機構事務局が、評価方針に基づき選定された助成事業実施団体に直接、助成事業の実施状況や成果を確認し、書類では確認できない内容を含めた効果検証や今後に向けた助言を行い、改善につなげる
	書面評価 (111 件)	機構事務局が、助成事業実施団体より提出された書類から助成事業の実施状況や成果を確認し、事業の効果検証を行う
※	フォローアップ調査 (125 件)	機構事務局が、助成事業の終了後 1 年以上経過した時点で、助成事業実施団体にアンケート調査を行い、事業の継続状況や事業終了直後の時点では十分に把握できなかった波及効果や課題を把握することで、助成事業の成果確認を行い、改善につなげる

平成 29 年度事業評価結果内訳



(※) フォローアップ調査概要

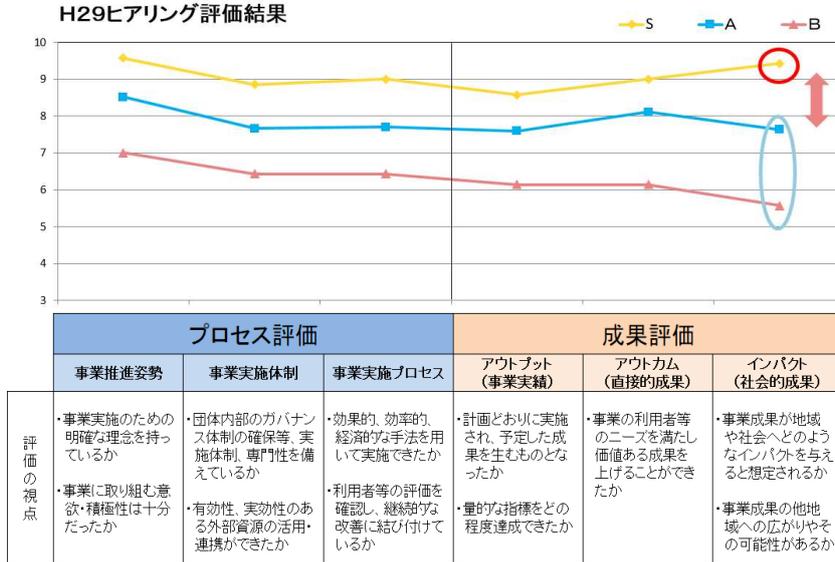
実施時期：平成 30 年 11 月
 調査対象：平成 28 年度助成先団体 125 件
 依頼方法：調査票を団体にメール送信・電話連絡
 回答方法：メール（調査票データ添付）
 回答数：115 件
 回答率：92.0%

※結果は P 28 に掲載

4. ヒアリング評価結果

(1) 評価項目別結果

ヒアリング評価を実施した 41 件について、「プロセス評価」と「成果評価」（それぞれ 3 項目）の評価項目別の配点を評価結果（S～B）別に比較しました。なお、C・D 評価は 0 件でした。



結果

全体の結果では「プロセス評価」と「成果評価」の得点が概ね相関していました。

また、S 評価事業と他の評価事業を比較すると、特に「インパクト」の項目で差が生じていました。

S 評価事業は短期間での達成が難しいインパクト（社会的成果）の項目で成果が出たことで総合的に高い評価につながっている傾向がありました。

(2) ヒアリング評価の対象事業における自己評価の状況

ヒアリング評価を実施した 41 件について、団体自身が行った「自己評価」（以下 30 の設問項目について 0～4 の 5 段階で評価）を「事業計画時の見込」と「事業終了時の実績」で取りまとめて比較しました。

	設問項目	全体 (41件)		
		事業計画時見込	事業終了時実績	
プロセス評価	事業推進姿勢	(1) 要望書に記載した課題を意識しながら取り組めた	3.3	3.5
		(2) 意欲や積極性をもって取り組めた	3.1	3.4
		(3) 連絡会議等を開催し、運営や役割分担等を検討した	3.1	3.2
		(4) 目標の達成状況の確認、振り返りを行った	3.1	3.4
		(5) 事業継続や今後の方向性、事業展開について検討できた	3.1	3.4
	事業実施体制	(6) 会計と事業を別の担当者とし、相互に牽制が取れる体制だった	3.2	3.5
		(7) 支出、証憑の管理について、監事の監督のもと適正に行えた	3.1	3.4
		(8) 理事長を含め、団体内部で情報共有や協議を行えた	3.1	3.7
		(9) 連携団体と各種情報や課題・成果の共有化が図れた	3.0	3.1
		(10) 各連携団体のノウハウやネットワークを活用した	2.6	2.7
事業実施プロセス	(11) 効果的な手段・手法を用いて実施できた	3.0	3.2	
	(12) 費用内容に見合った支出を行えた	3.2	3.3	
	(13) 事業の実施状況や成果を他団体や関係機関等へ広報した	2.9	3.1	
	(14) 事業内容に見合った連携・協働事業ができた	3.0	3.3	
	(15) 満足度を確認し、事業の継続的な改善に結び付けられた	3.0	3.4	
成果評価	アウトプット (事業実績)	(16) 計画通りに事業を実施できた	3.0	3.0
		(17) 狙った層を中心に参加者を確保できた	3.1	3.2
		(18) 報告書の作成等により事業の普及に取り組めた	2.9	3.1
		(19) 「着目した目標」は達成できた	2.6	2.6
		(20) 新たなニーズや課題の発見につながったか	3.0	3.7
	アウトカム (直接的成果)	(21) 参加者 (利用者) のニーズ・満足を満たすことができた	3.2	3.5
		(22) 投じた費用に見合う、期待した効果をあげることができた	2.9	3.1
		(23) 協力者や賛同者 (会員) が増える等、組織を拡大できた	3.1	3.6
		(24) 他団体、関係機関等との新たなネットワークを構築できた	3.1	3.5
		(25) 団体の成長や認知度・信頼度のアップにつながった	3.1	3.7
インパクト (社会的成果)	(26) 助成事業の実施や成果についてマスコミに取り上げられた	2.8	3.2	
	(27) 事業の必要性が認められ、制度化、補助金化が認められた	2.7	3.1	
	(28) 事業の必要性が認められ、モデル事業化された	2.8	3.2	
	(29) 他団体、行政等から事業に関する問い合わせ等があった	2.8	3.2	
	(30) 他団体が類似事業を実施する等の効果がみられた	2.4	1.9	

結果

全体の結果では、計画時に見込んだスコアよりも完了時の実績においてスコアアップの傾向がみられました。

また、(8)「情報共有」(20)「課題発見」(23)「協力者の増加」(25)「団体の成長」の 4 の項目については、計画時より 0.5 ポイント以上アップしていました。

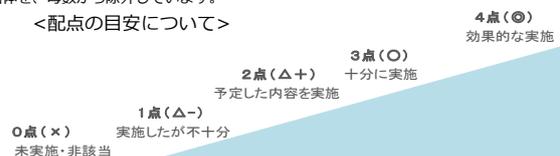
短期間での達成が難しいインパクト（社会的成果）の項目についても多くが「予定した内容を実施」を表すスコア 2 点を上回り、計画時以上の評価となりました。

スコアが最も低かった (30)「他団体が類似事業を実施」の項目は、地域への波及効果を期待する設問ですが、実施する事業の性質や他団体の状況等の影響もあり、達成が難しい項目であると考えられます。

なお、インパクト（社会的成果）のいずれの項目も、成果が表れるまで時間を要することから、事業終了後 1 年以上経過後においてフォローアップ調査等で成果の把握を行っております。今回実施した平成 28 年度事業の結果は 28 頁をご参照ください。

※ (27)、(28) (30) の項目は、「事業計画時見込」において想定しておらず、実施していない団体を、母数から除外しています。

<配点の目安について>





5. 平成29年度助成実績

助成件数

152 件(39 都道府県)の事業に

約 **6** 億円を助成

支援対象者数

延べ **179,879** 人

支援対象者の満足度

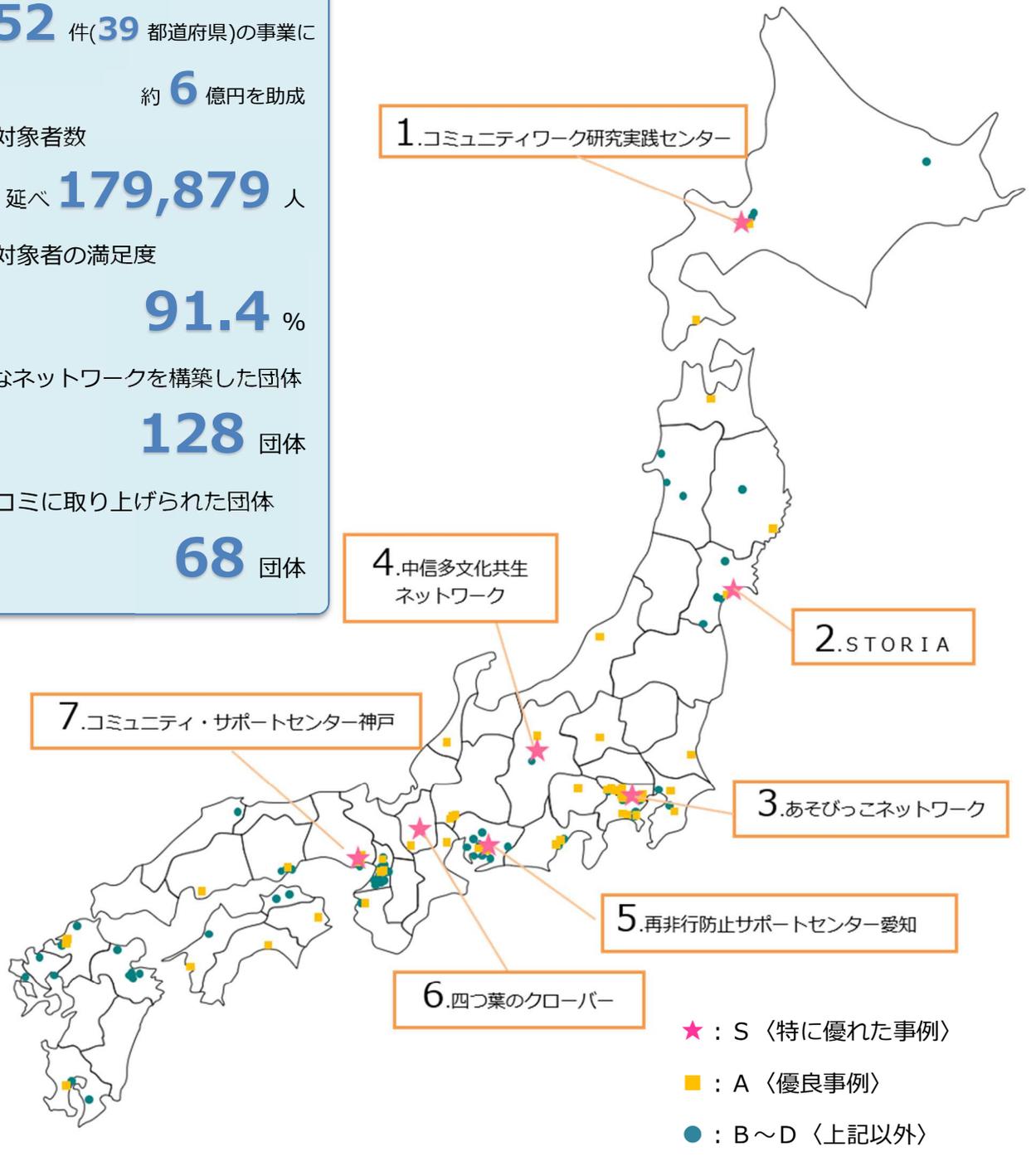
91.4 %

新たなネットワークを構築した団体

128 団体

マスコミに取り上げられた団体

68 団体



★ : S (特に優れた事例)

■ : A (優良事例)

● : B~D (上記以外)

全ての事業概要・成果について

WAM 助成 e-ライブラリー (電子図書館システム)
をご覧ください (WAM 助成 HP に掲載)

<http://www.wam.go.jp/hp>

★ 特に優れた事例 (S 評価) P.6~19

■ 優良事例一覧 (S 及び A 評価) P.20

事業の詳細は WAM 助成 HP をご覧ください

<http://www.wam.go.jp/hp>

困窮する若者の生活支援・住居確保推進事業

特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター（北海道札幌市）



(1) 団体概要

2007年より任意団体として、ひきこもりの若者の仕事づくり及び月形町民と連携した生活支援をスタートさせた。これらの取組を事業化するため、2011年2月に法人を設立。その後、札幌市にて同取組を実施した。さらに、若者ホームレス相談を始め、2012年4月から北海道より生活困窮者等支援事業（絆再生事業）の補助金を受け、困窮する若者の生活支援を本格的に開始した。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（北海道）
- ◆助成金額：7,000千円
- ◆他地域への普及が期待される事業

困窮する若者支援

生活訓練

住居確保

ネットワーク構築

(3) 事業概要

住居確保が難しい若者や生活破綻を起こしていたり、その恐れのある若者を対象に、住居を提供し、生活訓練・就労支援を行った。また、保証人を立てられない若者が地域内で住居確保できるよう、支援団体・不動産会社・保証会社等を対象に研修会を開催し、お互いの課題を共有しながら連携体制を構築した。

(4) 取り組んだ課題

●安定した生活の場が必要

2015年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、札幌市では家のない生活困窮者向けの相談及びシェルター事業を実施する「ジョイン」を開設しているが、利用者には10代から30代の若者が多く、家を失う背景には様々な事情があることがわかった。

生活困窮者自立支援法の一時的な生活支援事業は原則利用期間を3ヶ月としているため、若者の育て直しや生活習慣を改善し、一人暮らしに向けた生活能力を身につけるには、時間が足りない。また、就く仕事も不安定な就労先が多いため、中長期的に生活・就労支援ができる生活の場が必要であると感じている。

課題を抱える若者は生活環境が脆弱で、親からの支援を受けることが難しく、保証人を立てた住居確保が難しい。支援団体と不動産会社・保証会社等が連携する体制づくりの必要性を感じている。

(5) 事業内容

①ユースサポートハウス事業

居宅場所を提供し、生活習慣の改善や一人暮らしに向けた生活訓練・就労支援を実施。就労開始後は、生活費を支払う習慣を身につけるため、1日800円の参加費を徴収。主な支援内容は下記のとおり。

- ・住居の提供
- ・食材の提供
- ・金銭管理 等

②不動産会社・保証会社・支援団体を対象とした研修会

不動産会社・保証会社・支援団体が連携し、成功した事例について共有。住居確保が難しい若者への連携体制を構築。

- ・第1回「住居の確保や生活維持が難しい若者への支援について」（講師：認定NPO法人抱樸理事長）
- ・第2回「新たなセーフティネット制度に関する勉強会」（講師：国土交通省住宅局安心居住推進課 企画専門官）
- ・第3回「居住支援と生活困窮者自立支援制度」（講師：厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 生活困窮者対策官）

(6) 事業実績 (アウトプット)

- ①ユースサポートハウス事業
 宿泊 延べ 975 名/年
 平均宿泊数 94.5 日 (2 月末現在)
 相談件数 30 名

- ②研修会
 3 回 延べ 195 名

	目標数値	実績	目標達成率
第1回目	40名	51名	124%
第2回目	40名	81名	202%
第3回目	40名	63名	157%

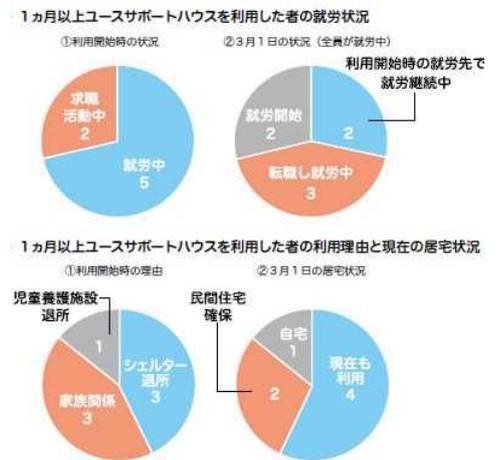
札幌市内・札幌近郊の不動産会社・保証会社・支援団体の職員、自治体職員や北海道各地からの参加もみられた。

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

- 安定した生活基盤の確保により、全員就労へ
 課題を抱える若者に生活の場を提供するとともに、生活訓練・就労支援を実施

したところ、利用した若者は全員就労につながった。

また、生活習慣や計画的にお金を使う習慣等が身についた結果、民間住宅での生活に結びついた。



(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

●専門性を有するスタッフの配置

生活困窮者支援事業の主任相談支援員経験者や相談支援員経験者をスタッフとして配置したことで、生活支援・就労支援ともに専門性や質を確保しながらユースサポートハウス事業を実施できた。

●効率的・経済的な取組

ユースサポートハウス事業で使用する家具家電等は周囲から寄付を募って集め、また、フードバンクを活用することで食材費を削減できた。

●多様な機関との連携体制の構築

研修会等では、札幌近辺だけではなく北海道内各地からの参加もあり、札幌近辺以外の支援団体と不動産会社とのネットワークが生まれたほか、自治体と不動産会社・保証会社職員同士のネットワークも生まれた。

また、研修会終了後、メーリングリストを作ったことで、継続的かつ日常的に、住居確保が難しい若者や生活破綻の恐れのある若者への支援について情報共有が可能な仕組みができた。



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

社会的なインパクトや地域への波及を視野に入れ、今後益々力を入れる必要を感じています。ユースサポートハウス事業・研修会ともに掲げた数値目標を達成しており、費用対効果や対象者の変容・課題発見という点で有意義な事業となりました。今後は、事業成果を活用し情報発信を行い、政策提言につなげたいと思っています。

(9) 評価者より

生活困窮者の問題の一つである住居確保をNPOに頼る自治体に対して、無料低額宿泊所の必要性和届出(第二社会福祉事業)を訴えるものの、自治体との調整が整わない現状に苦慮している状況である。そのようななか、既存の社会資源の有効活用の方針を転換し、支援団体に加え、不動産会社、保証会社等を対象とした住居確保研修会を開催し、現状の課題を共有して連携体制を構築するためのソーシャルアクションは、新しい住居確保に対する地域づくりの体制構築として、本助成事業の好事例であり、継続的な展開が期待されます。

(10) 成果物

- ・実績報告書
- ・ユースサポートハウス事業案内チラシ
- ・研修会用チラシ



困窮家庭の小中学生への地域連携の食育事業

特定非営利活動法人 STORIA（宮城県仙台市）



(1) 団体概要

2013年に任意団体として、仙台市内の小中学生への学習支援活動を開始。活動をする中で経済的困窮家庭では、学力だけではなく心を育む早期支援が必要と痛感し、2016年に法人を設立。地域全体で見守り育む環境の構築、健全な生活による発育支援、自己肯定感の回復を目的に、小学生を対象に「学習支援・食育・体験プログラム」の複合的な支援を行っている。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（宮城県）
- ◆助成金額：3,539千円
- ◆複数年助成により発展がみられた事業

生活困窮家庭

居場所づくり

食育

成果指標

(3) 事業概要

当団体は、子どもの貧困の連鎖を断ち切ることを目指し、「生きる力」を育むための居場所づくりを行っている。

子どもの居場所では、食育・学習支援・体験プログラムを提供しているが、本事業では、地域と協働して温かい食事による精神的な安定を図り、子どもが簡単な調理スキルを身につけることができる食育事業（こどもキッチン）を実施するとともに、居場所を1カ所増設して全2カ所で運営した。また、重要なステークホルダーである連携企業や関係団体の理解を得るために成果指標を策定した。

本事業により子どもの自己肯定感が向上したり、子どもが自分で作れるメニューも増え、生活力の向上が図られ、「生きる力」が少しずつ育まれている。また、保護者対象のアンケートでは、「相談者が増えた」「精神的な負担が軽減した」という回答が多く得られ、保護者の精神的安定が子どもの安定にも繋がっていることが伺えた。

(4) 取り組んだ課題

●貧困の連鎖

「子どもの貧困」は、貧困が連鎖することに問題がある。生活保護世帯でなくても、親が共働きや夜勤で、またひとり親の場合はダブルワークにより時間的・精神的余裕がないため、十分な養育ができない現状がある。

●子どもの「食」をめぐる環境の悪化

日々の活動を通し、食事の偏りと孤食が小学生の間で目立ってきているのを感じる。「みんなで」「楽しく」「栄養のあるものを」食べること、食を通じて「地域の伝統」や「食べ物が身体を作ること」を実感できる等の「当たり前のこと」が失われ、子どもの心身が健全に発育する環境がますます損なわれている。

●見えにくい成果の可視化

子どもの貧困への支援は、「どのくらいの成果ができたか」を数値等の目に見える形で表すのが困難であり、その有効性が分かりにくいいため、企業や行政の理解を得る上で、分かりやすい成果指標の策定が急務である。

(5) 事業内容

① 食育事業（こどもキッチン）

スタッフ及びボランティア、地域の人と交流しながら簡単な料理を一緒に作り、食卓を囲み地域の人達とも楽しみながら食事をとることで、子どもの孤食かつ栄養の偏った食事を防ぎ、基本的習慣を身につけ、心身を健全に育む。

② 定量的な成果指標の策定

ステークホルダーである連携企業や関係団体に継続した理解と協力を得ることを目的に、成果指標を作成。成果指標を作ることで、子どもの貧困への支援の定量的な価値ある成果を数値化し事業の前後比較を行う等により、段階的な成果（変化）を分かりやすく明示。

③ 新拠点の増設

市営・県営住宅のある貧困層の家庭が多い地域において自治会と連携して小規模の拠点を開設。

④ 成果報告会を2回開催

物品寄付者・企業支援者、自治会、社協職員等が参加。

(6) 事業実績 (アウトプット)

契約時の目標	目標数値	実際の数値
① 生活力の向上 (自主的に家事を手伝う姿勢と基本的な家事スキル)	70%	100%
② 自己肯定感の向上	70%	72%
③ 子どもの参加延べ人数	2,000人/年	647人/年
④ ボランティアの参加延べ人数	800人/年	643人/年
⑤ 子どもが調理できるメニュー数	12品	15品
⑥ 子どもの出席率	70%	93%

新拠点の立ち上げにおいて地域との調整を急に行う等、開始が遅れたことも影響し、子どもとボランティアの参加人数は未達となったが、生活力の向上や子どもの出席率等の重要な成果指標は目標値を上回った。

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

● 変化した意識や行動の内容

〈子どもたちの変化〉

- ・自分の意見が言えたり、人の気持ちがわかるようになった。
- ・調理や後片付け等の生活スキルが上がった。
- ・子どもが多様な経験を得ながら自分の強みに気付いた。
- ・非日常の経験から「考える力」「伝える力」「協働する力」が醸成された。

〈親の変化〉

- ・保護者全員から「相談相手が増えた」との回答を得た。

〈町内会の変化〉

- ・町内の高齢者等が事業に参加し、心配な家庭の情報共有や活動日外で家庭や子どもを見守る意識が広がった。

● 新たなネットワーク構築

新たな農家のグループや企業とのネットワークが構築され、食材や文房具等の寄付が増えた。

(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

● 定期的な情報共有及び子どもへの理解を深める研修の実施

活動終了後の子どもや家庭の様子に関する情報共有や、月1度の定例ミーティングで地域や学校の情報や今後の方向性を共有したことでスタッフ全員が現場運営の共通認識を持つことができた。また、ボランティアやスタッフに定期的に研修を行うことで、質の向上が図られ、結果として子どもの出席率や自己肯定感の向上につながった。

● 成果指標の策定

専門家とともに策定を行った。成果指標は事業に取り組むなかで柔軟に変更することで、団体にとって価値ある成果を可視化することにつながる事が分かった。

アウトカムのカテゴリ	詳細アウトカム	指標
1. 学力の向上	基礎的知識・技能の向上	教科の知識・技能を問うペーパーテストの点数
	思考力・判断力・表現力の向上	教科の知識・技能の活用を問うペーパーテストの点数
	学習意欲の向上	学習に対する関心・意欲の程度
	業手計画の構築	学習意欲に関する心理尺度の点数
	学習習慣の定着	学校外における学習計画の状況
	忍耐力の向上	学校外における学習の状況
	自己効力感の向上	やりぬき力(Grit)に関する心理尺度の点数
2. 社会情動的能力の向上	自己効力感の向上	自己統制に関する心理尺度の点数
	将来への意欲の向上	自己効力感に関する心理尺度の点数
	自己表現力の向上	将来に関する意欲の程度
	他者を尊重/配慮する力の向上	賞賛活動の状況
	寛容性の向上	教養力に関する心理尺度の点数
	自己肯定感の向上	外向性・協働性に関する心理尺度の点数
	ライフ・キャリア設計力の向上	共感性に関する心理尺度の点数
3. 家庭・学校における行動の改善	内在化・外在化問題行動の改善	他者受容に関する心理尺度の点数
	向社会的性の向上	寛容性に関する心理尺度の点数
4. 自立	希望する進路の選択	自己肯定感に関する心理尺度の点数
	1. 経済的自立	自尊意識の程度
5. 社会参加	生活自立	キャリア意識に関する尺度の点数
	精神的自立	—
	社会参加	—
		地域との関わり/社会に関する興味関心の程度

(9) 評価者より

行政からの委託事業となると、その効果が求められ、特に高校への進学率や学校の成績向上率等、数字による効果が求められがちです。しかし、それとは別に、探求心、協働する力、家庭での役割、コミュニケーション等の社会生活における適用性や生きる力に焦点を当て、指標化して取り組み、家庭との連携を図っていく等、全国的にも例のない成果指標の取組がなされており、助成事業の効果が特にみられた好事例です。

(10) 成果物

- ・ 成果報告書
- ・ チラシ
- ・ 成果指標



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

今後は、地域と密に連携し、食育の他に学習支援や体験プログラムも提供し、自立できる力を育てる事業モデルを発展させ、他の地域でも事業を展開できるプラットフォームを作ることを目指します。

また、モデル事業化・制度化に向けた行政との話を前に進めていくため、子どもと家庭のニーズを把握し支援する子どもを増やしていくこと、そして、子どもや家庭の変化を定量的に測りつつ、本事業で作成した成果指標を活用しながら定性的な成果を可視化し、その社会的インパクトを示す等、行政への丁寧なアプローチを行いたいと思います。

子育て・発達・遊び支援ひろば事業

特定非営利活動法人 あそびっこネットワーク（東京都練馬区）



居場所運営

相談支援

アウトリーチ

スタッフ研修

制度化

(1) 団体概要

子どもたちの遊びの環境と生きる力の貧弱さを危惧し、冒険心を満たす体験を積み重ね、「遊んで育つ」冒険遊び場の開催及び様々な遊び体験事業を実施。さらに大人たちに向けて「遊ぶ大切さ」を伝える取組を通じた子育て支援と地域づくりを目指して、2003年に団体を設立。2008年に練馬区から補助金事業「民設子育てひろば」を受託。2011年にNPO法人化。

現在、練馬区の7カ所で、乳幼児～小学生対象の「あそび場」を開催している。

(2) 助成の概要

◆助成区分：地域連携（東京都）

◆助成金額：5,690千円

◆モデル事業

(3) 事業概要

発達が心配な子ども、育児ストレスがある親子を対象に「おひさま相談ひろば」を実施するとともに、スタッフ研修会を行った。「おひさま相談ひろば」は、予約が必要な個別相談ではなく普通の子育てひろばと同じように、親子が集まり、子どもたちが自由に遊ぶ傍らでリラックスした雰囲気の中で、親と専門家やスタッフが一緒に子どもたちの個性や発達に合う接し方と遊びを探る丁寧なサポートであり、また、屋外の子育てひろばとの連携により、発達支援センターがいっぱいで療育が始まらない、発達課題が軽度でサポートがないなど支援の狭間にいる親子に対しても継続的にサポートを行った。

(4) 取り組んだ課題

●支援が必要な子どもに支援が届いていない

地域の発達支援の専門施設であることも発達支援センターは飽和状態で、練馬区内24カ所の「子育てひろば」等の施設からつながりにくく、必要な子どもに必要な支援が届いていない状況となっている。

●専門家の不足

練馬区内24カ所の「子育てひろば」等の施設のスタッフは、地域在住で子育てが一段落した主婦層が中心であり、専門家がいらないため、療育的な関わり方や、利用者を発達支援センターへつなげることが難しい。

(5) 事業内容

①「おひさま相談ひろば」の開催

我が子の発達に不安を感じながらも、専門施設での個別相談に抵抗がある親、発達診断の順番待ちや経過観察中の親子、子育てに困っている親子が気軽に相談できる場所を定期的に関いた。子どもが遊んでいる傍らで、我が子の様子を見てもらいながら、専門家に気軽に相談できる体制を確保し、療育や特別なサポートが必要な場合には、適切な施設や機関につないだ。

②スタッフ研修会

地域在住の主婦層が地域の支え手として、子育て中の親のニーズをつかむことは、居心地の良い現場作りとしては理想的である一方で、発達課題や親の子育てストレスへの対応など、専門性に対する未熟さがあり、スキルアップは必要不可欠なことから、専門家を招いて研修会を実施した。

(6) 事業実績 (アウトプット)

①「おひさま相談ひろば」(36回開催)

利用登録者数 41人
 延べ参加者数 296人
 (大人151人、子ども145人)

②スタッフ研修会(8回実施)

「子育て支援の基本スタンスについて」
 「傾聴を通しての親対応について」
 「CARE 子どもへの関わり方」(2回)
 「事例検討へのスーパーバイズ」(4回)
 各回10名程度参加

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

●アンケート結果からみる親の変化

「子育ては楽しい」と思う一方で、「子どもが何を考えているのか分からないことがある」、「子どもとどう関わりあったらいいかわからないことがある」等と回答していた親に対し、「おひさま相談ひろば」を通じて相談に応じたことで、以下の成果が得られた。

＜親の変化＞

子どもの発達等の一般的な知識の習得	95%
子どもが何を考えているか分かったことがある	92%
子どもへの関わり方で分かったことがある	95%

●2018年度から「おひさま相談ひろば」が、区の補助金事業「民設子育てひろば」の特別取組分として補助金化され、実施できるようになった。

(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

●情報共有の工夫と内部研修によるスタッフのスキルアップ

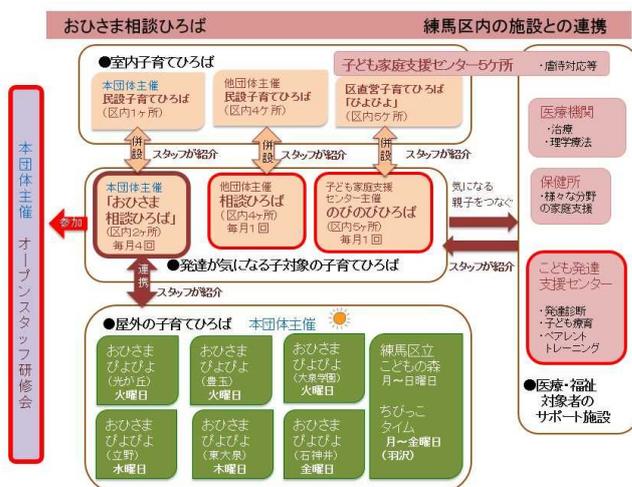
「子育てひろば」のスタッフが親子の状況を共有するための「情報共有シート」を作成。「おひさま相談ひろば」終了後に毎回、スタッフと専門家が参加者の個別アセスメントを作成・共有し、今後の支援方針を立てた。また、課題のある親子への対応力向上の初級研修を実施したほか、現場の具体的な事例を受講者が持ち寄る「ケース検討会」を行うことで、専門性を高めることができた。

●専門家の常駐とアウトリーチ

対象年齢と事業の性質から、臨床発達心理士に常駐してもらい、身体発達に不安がある場合は理学療法士に判断を求めた。

また、参加のきっかけがつかみにくい親子に対して、年度途中から専門家が現場に会いに行くアウトリーチ相談を開始した。

●行政や他団体との連携により、地域のひろばが拡充



(9) 評価者より

発達が気になる子どもを対象とした「相談型子育てひろば」の必要性と運営方法を確立させた。結果、わずか1年で行政から部分的な補助が受けられるようになったことは高く評価できます。

子育てひろばは、全国のほとんどが室内で開催されています。そのため、集団の苦手な発達障害児ははじめずトラブルが多いことから親も参加をためらいます。しかし、そうした親子のニーズに即した「相談型子育てひろば」が成立するには団体独自で開催していた「屋外型子育てひろば」の必要性を示し、屋内と屋外をセットにした本事業は、モデルとして全国へ広がることが期待されます。

(10) 成果物

- ・「たのしくあそんでこどもはそだつ」
- ・「たのしくあそんでこどもはそだつ 0123」



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

当初、事業終了後に成果をまとめて政策提言を行う予定でしたが、期中に区の補助事業の特別取組分として予算化される等、予想以上の展開となりました。そのため、今後としては、区で実施される同事業の質の確保に向けて本事業を並行して改善点を見つけ、区担当部署や他団体との情報交換や連携を積極的に実施しながら、より良い「子育てひろば」が地域に広がっていくために力を尽くしたいと思います。

暮らしと地域再生プロジェクト事業

特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク（長野県松本市）



- 団地
- 外国人
- 独居高齢者
- 障害者
- 生活困窮者
- 孤立防止

(1) 団体概要

「多様性があり、安全安心な地域社会を作る」、「国籍を問わず、すべての子どもの可能性を引き出す環境をつくる」ことが団体の使命。2008年に任意団体を立ち上げ、2010年に法人格を取得。松本市の委託事業として市内の小中学校に支援員を派遣し、サポートが必要な外国にルーツをもつ子どもたちに日本語の指導を行うほか、「松本市多文化共生プラザ」の運営委託を受け、外国人の相談対応を行うとともに、日本人と外国人の交流イベント等を企画・実施している。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（長野県）
- ◆助成金額：2,207千円
- ◆複数年助成により発展がみられた事例

(3) 事業概要

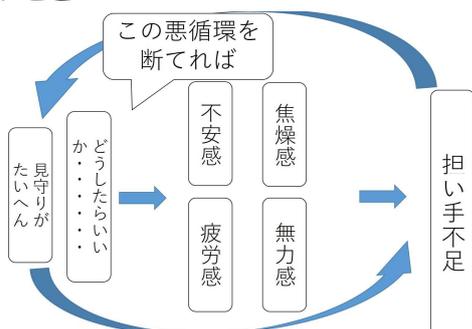
外国人や独居高齢者、障害者、生活困窮者等の要支援者が多く居住する松本市内の県営団地等の住民を対象に、地縁組織と地域の支援機関が協働しながら問題解決に取り組み、地域の対応力の向上を目的とした。地縁組織のキーパーソン講座の開催に加えて、地域での相談会や戸別訪問（同行支援等）、支援機関との連絡会等を実施した。また、前年度事業で作成した社会資源リスト「松本暮らし応援ガイド」の普及・充実を図った。

(4) 取り組んだ課題

●社会的弱者の孤立と地域住民の対応力低下

当団体がこれまで関わった外国人、独居高齢者、障害者、生活困窮者、シングルマザー等の要支援者は、次の課題に直面しており、社会的弱者が社会とつながっていく仕組みを持つことが地域に必要である。

- ・支援が必要な方ほど授受力が低下していること
- ・支援者側がコミュニティに対するアウトリーチを十分に行えていないこと
- ・地域が要支援者と接することを十分にできていないこと



(5) 事業内容

①キーパーソン講座の開催

前年度事業で支援を行った地域の対応力向上を目的に、地縁組織のキーパーソンを対象とした講座（3回）を開催。

②地縁組織による戸別訪問への同行支援とメンタリング

前年度事業で支援を行った地域及び今回新たに支援を行った市内他地域の地縁組織が行う戸別訪問への同行支援の実施、必要に応じて各専門支援機関へのつなぎや地域でのサポートに関する助言の提供。

③相談会（暮らしの応援DAY）の開催

前年度事業で支援を行った地域及び今回新たに支援を行った市内他地域において、住民を対象にした相談会を開催。

④連絡会等の開催

地域の支援機関のネットワーク強化及び地縁組織と支援機関のつながりの強化を目的に、支援機関との連絡会（8回）のほか、本事業の報告会（1回）も開催。

⑤社会資源リスト「松本暮らし応援ガイド」の普及・充実

前年度事業で作成した社会資源リスト「松本暮らし応援ガイド」の外国語版を増刷し、チラシを作成・配布するとともに、日本語版の改訂を行い、より使いやすくした。

(6) 事業実績 (アウトプット)

- ①キーパーソン講座の開催
参加者 第1回 **31**名
第2回 **35**名
第3回 **33**名
- ②地縁組織による戸別訪問への同行支援
前年度のフォローアップ支援 **37**件
新規支援 **53**件 (うち **33**件が支援機関につながった)
- ③相談会 (暮らしの応援 DAY) の開催
前年事業で支援を行った団地 **1**回
市内他地域 テーマ別専門相談会 **4**回
なんでも相談会 **4**回
- ④連絡会等の開催
連絡会 **8**回 (うち **1**回は本事業の報告会と合わせて開催)

(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

- 多様なネットワークによる支援
当団体の専門性を活かしつつ、地域の多様な専門支援機関 (35機関) と継続的な連絡会を毎月1回開催し、ネットワークを構築して様々なニーズや問題に対応できた。

多分野機関多数の連携による

- ◎多様な問題に対応可能な**包括的かつ重層的**な相談
- ◎支援分野ごとにある**メソッド・項目・尺度**の充実と交換
- ◎活動時間帯や支援内容の多様性による**フレキシブル**な事業展開

アクション以上に連携プロセスを最重視する観点から

- ◎各機関との連絡会による**日常的な意見交換とケア**を重視
- ◎助成団体のプレゼンスを最小限に抑制し、**共同事業性**を強調
- ◎負担増と活性化の**バランス**への細心の注意

松本地域で最大の多分野ネットワークを形成

参加・協力団体		民間団体	松本市	その他関連機関
2016.1	2017.8	・中伊多文化共生ネットワーク (事務局) ・がらくた店 ・シニアのための財産と生活を守る会 ・生存を支える会 【仮】 ・中伊にほんごひろば ・せせら教室 ・てくてく ・なみカフェ ・せせら町会 ・英楽園サーフェイス ・フードバンク信州 ・ふりまネット信州 ・ユニオンサポートセンター ・よりせい福祉バンク ・労働なかの ・ワーカースクール松本市事務局	・国境政策課 ・健康づくり課 (中央保健センター) ・こども福祉課 ・市民相談課 ・就労生活支援センター ・まいざほ松本 ・障害福祉課 ・市内地域づくりセンター ・人権男女共生課 ・多文化共生プラザ ・地域づくり課 ・中央公民館 ・中央南包括支援センター ・寿台児童館 ・ほぐルッポ	・松本大学 ・松本協立病院 ・あずみの里 ・法テラス松本
10	32			
事務局	コーディネーター1 助成金担当1 事務員2 (経理1)			
団体の従来の意思としての参加であったり、単独団体を担当する一職員としての参加であったり、理念体の方針としての参加であったり、団体や機関によって参加・協力の形はさまざまです。その意味で、各機関の「参加」と「協力」の境界は曖昧、厳格をなしていません。各自ができることを考え、無理のない範囲で参加協力します。				

(11) 今後の展開

住民主体の支援体制を大きく進展させ、地域の対応力を獲得できた助成事業の成果を、同様の課題を抱える他地域にフィードバックしていくとともに、他の支援対象地域や今後新たに発掘される地域ニーズに対し、①包括的支援による地域共生社会の創生、②地域の支援力向上と負担軽減の両立を図る協働、③地域・支援対象者の援助要請に至るまでのプロセスに寄り添うインテーク前の根気強い対話、④他分野資源の連携強化とアウトリーチメソッドの開発を一体のものとして一層推進していきたいと思っています。

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

- 地域の対応力向上
前年度から継続して支援を行った地域では、地縁組織のキーパーソンが主体的に支援機関と連携しつつ適切なアプローチをとることができるようになり、負担感の軽減が図られる等、地域の対応力が向上した。
また、市内他地域においても、新たに支援を開始し、当該地域の対応力向上の端緒につくことができた。
- ネットワークの拡充
本事業を通じて、新たに複数の団体の協力を得ることができ、また、従来からの連携団体とは連携関係をより深めることができた
- 行政の委託事業化
市との継続的な協議により、本事業での取組が2018年度の市の委託事業として予算化された。

(9) 評価者より

本事業で前年度から継続して支援を行った地域では、地縁組織のキーパーソンへのノウハウ提供等を通じて住民が主体的に社会資源と連携して地域の課題解決に取り組むことができるようになり、地域の対応力向上に大きく寄与した点を高く評価します。根気強く地域住民に寄り添う姿勢に敬意を表します。

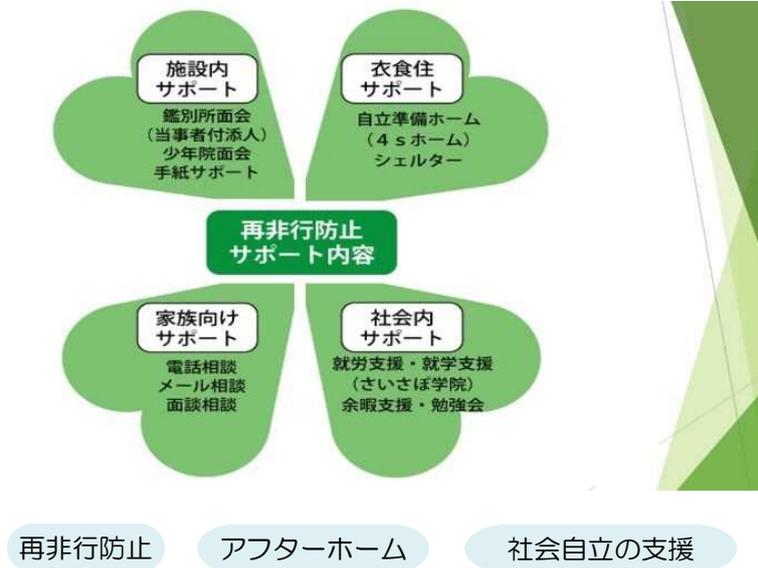
(10) 成果物

- ・暮らしと地域再生プロジェクト 事業報告資料 1.5
- ・松本暮らし応援ガイド 日本語改訂版
- ・松本暮らし応援ガイド 外国語版チラシ
- ・相談会(暮らし応援 DAY)チラシ 等



再非行防止の社会自立促進ケア事業

特定非営利活動法人 再非行防止サポートセンター愛知（愛知県名古屋市）



(1) 団体概要

元非行少年に対して再非行を防止し、社会で自立サポートを実施している団体が他になかったことから、2014年に法人を設立。愛知県内にある瀬戸少年院からの講演依頼をきっかけに、非行からの立ち直りの経験をもった職員と様々なバックグラウンドを持った人、専門職者らがチームとなり、経験と知恵を活かして、愛知県内の再非行防止に取り組み、元非行少年の立ち直りの支援を実施している。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（愛知県）
- ◆助成金額：3,420千円
- ◆他地域への普及が期待される事業

(3) 事業概要

少年院出院後に戻る家庭がなく、「自立準備ホーム」に暮らし、自立を余儀なくされた元非行少年が「自立準備ホーム」退所後も継続して暮らすことができる「社会自立推進アフターホーム（以下、『アフターホーム』という。）」を新設するとともに、社会自立の困難を抱えた元非行少年が速やかに社会自立に向かうためのサポートの充実・強化を図った。

(4) 取り組んだ課題

●少年院出院後の社会自立へのサポート

保護観察所から少年院出院後「帰住先がない」など判断された少年は、法務省の「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づく「自立準備ホーム」で約6ヶ月間の食事と住居の提供を無償で受けられるが、ホームで暮らしている間に、就労先を見つけ、貯蓄、住居の確保等を行う必要がある。

しかし、身近な相談相手もおらず、幼少期の虐待や貧困、いじめによる心の病を抱えたままで社会生活に適応できず日常生活もままならない状況があり、その上、未成年のため賃貸借契約もできず、中途退職や金銭管理ができない等、6ヶ月間での社会自立は実現困難であり、中長期にわたり必要な教育やサポートが不可欠である。そのための専門機関との連携や仕組みづくりが急務である。

(5) 事業内容

①『アフターホーム』の新設

「自立準備ホーム」の措置終了後も、継続して暮らすことができる『アフターホーム』を3室開設。

②社会自立サポート強化の推進

「自立準備ホーム」に暮らし全体的少年に対し、専門家と連携して、社会で生きぬく知恵や一人暮らしになった時に必要な教育等、生活スキルを向上する個別支援を実施。

③再非行防止サポート研修センターの新設

「社会自立への教育」や「中間就労の場」として活用できる基盤を整備。



(6) 事業実績 (アウトプット)

①アフターホームの新設

- ・開設 3室
- ・入居者 3名
- ・期間 延べ 26 か月

②社会自立サポート強化の推進

10名の少年に対し、専門家と連携したカウンセリング等の個別支援を通じて、社会自立に向けたサポートを実施できた。



(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

●専門家との多機関連携

臨床心理士、PSW（精神保健福祉士）、障害者支援の専門家との連携による支援体制を構築することで、個別に専門的な支援を提供できた。

●ケース会議の継続的な実施

理事会・スタッフ会議による情報共有に加え、少年一人ひとりにコミットしたケース会議を行ったことで、スタッフ教育にも効果があった。

(参考) アフターホームの位置づけ

「自立準備ホーム」

基本半年の措置期間中に初期費用、家電の資金を貯蓄する必要がある

(委託事業)

社会自立



『アフターホーム』
委託終了後も安心して次のステージを準備するステップアップの場
(本事業)

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

●『アフターホーム』の立ち上げによる安心できる場の確保

「自立準備ホーム」退所後の住まいを確保できたことで、『アフターホーム』入居者は必要な資金の貯蓄等、安心して本格的な一人暮らしの準備や社会自立に向けた支援が可能となった。

●新たな連携団体とのネットワーク構築

医療や福祉、生活困窮者支援、子ども若者サポートセンターとの連携が深まり、少年個々に応じた多様な支援策が出来つつある。

(9) 評価者より

明確な理念のもと、児童福祉法と少年法の狭間で十分に対応できない少年たちに寄り添い、自立に向けた継続的な支援を行う大変意義のある取組であり、高く評価できます。

臨床心理士、PSW、当事者としての経験をもつ職員がチームで関わり、専門性を備えた実施体制で事業が行われており、また、少年に対する個別支援も、一人ひとりの状況に即して丁寧に自尊感情を高め、かつ、利用者のニーズを満たすものであり、今後の社会的・政策的なインパクトが期待できる取組です。

(10) 成果物

- ・「再非行防止の社会自立促進ケア事業」報告用資料



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

『アフターホーム』は、「自立準備ホーム」の措置終了後に自立せざるを得ない少年のよりどころとなるため、今後も継続的に実施していく必要があります。また、相談支援についても、顔の見える関係の継続により、早期解決と再犯の未然防止に資するよう、問題解決のための専門家につなぐ窓口として継続していきます。

四つ葉アフターケア事業

認定NPO 法人 四つ葉のクローバー（滋賀県守山市）



児童養護施設退所者

就労支援

アフターケア

(1) 団体概要

当法人は2013年に設立し、児童養護施設退所者や社会的養護の必要な子どもを対象にシェアハウス事業（住宅支援、生活支援）を実施。2016年1月より認定NPO法人となり、同年5月に自立援助ホーム「シェアハウス・夢コート」として滋賀県に認可された。

さらに同年7月にはより望ましい住居の確保と安心・安定した生活の継続的居住支援としてサテライトハウス「みかんnaカボス」を立ち上げた。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：全国広域（滋賀県・三重県・京都府・大阪府など）
- ◆助成金額：5,269千円
- ◆他地域への普及が期待される事業

(3) 事業概要

児童養護施設で安定した生活を送っていたとしても、退所後すぐに就労先や進学先から多くが離脱していってしまうという現実を踏まえ、施設退所後の若者が貧困の連鎖に陥らないよう、自立援助ホーム退所後も本人が「必要ない」というまで見守り、寄り添うアフターケアを行った。具体的には、児童福祉や就業支援に精通した専門職員を配置するとともに、行政・福祉機関・中小企業家同友会等と連携し、生活支援や就労支援を実施した。

本事業を通じ、「精神的な安堵感」「地域の応援」「就業継続」が若者たちの自信につながり、地域社会の人たちが若者の生きづらさの現状について我が事として考えるきっかけを提供した。NPOならではの柔軟な発想と機動性を活かす当法人の実践がパイロット事業となり、実績を作ったことで、国の制度である「退所児童等アフターケア事業の生活支援部門」の2018年度を受託につながった。

(4) 取り組んだ課題

●退所後の居場所づくりと支援体制の強化

家庭に課題（虐待や貧困、非行等）がありながら、長く公的な介入がなかったため、より自立が困難になっているケースがある。彼らは不適切な学習環境のなかで成人になったため、仕事に就けず過酷な生活を送っている。低学歴で非正規雇用の者が多く、生活破綻に陥る前にセーフティネットにつなぐ必要がある。

滋賀県には、自立援助ホームは当団体も含めて2カ所あるが、委託措置されない児童や退所後も支援が必要な若者については、当法人の持ち出しの対応でしている。2016年の滋賀県児童相談所への虐待通報件数は約6,000件により、今後も増加が見込まれる。委託措置できない児童や自立援助ホーム退所後の居場所づくりと支援体制の強化が求められる。

(5) 事業内容

①アフターケア事業の実施

- ・生活支援（同行支援や多機関連携 等）
- ・就労支援（就労支援団体や企業に対象者をつなぐ）
- ・セミナー開催（企業共催「生きる力セミナー」等）
- ・居場所づくり（ホットスポットの設置・運営）

②クローバー・ドリーム・ライブ2018の開催

社会的養護の必要な子どもたちが職員とともに企画し、自身の体験を語る他、養護施設出身者によるライブ演奏等を通じ、住民や関係者への理解促進を図る。

③自立研究会の開催

- 年間のテーマは決めずに四つ葉スタッフとして「今困っていること」に着目して次のテーマについて議論。
- ・今年度の四つ葉の運営方向性などについて
 - ・虐待トラウマへの理解と対応の振り返り 等

(6) 事業実績 (アウトプット)

①アフターケア事業

- 生活支援（同行支援、家庭訪問、機関連携 等）
利用者 延べ 184 名
- 就労支援（職場訪問、面接、雇用 等）
利用者 延べ 96 名
- 「生きる力セミナー」開催
参加者 延べ 43 名

②「クローバー・ドリーム・ライブ 2018」開催

- 参加者 延べ 270 名
(若者 80 名/地域住民 190 名)

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

●支援の充実による対象者の変化

アフター支援専属職員が配置できたことで、継続的な個別支援が可能となり、本人宅への訪問支援、病院や公的機関との調整、同行支援も可能となった。

また、若者が自分自身を客観的に捉え、弱みをさらけ出し、支援を受け入れることができ、失敗による自信喪失を軽減し、様々な人に支えられている感覚が持てた。

●イベント等を通じた地域の関心や理解の深まり

啓発活動により児童虐待防止活動の理解が深まり、当事業について行政や地域社会の関心がさらに深まった。特にドリーム・ライブには多くの地域住民からの参加があり、支援の輪を広げることにつながった。

●行政からの受託 (2018 年度)

滋賀県退所児アフターケア事業 予算 400 万円

(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

●定期的なスタッフ会議と自立研究会等を通じた人材育成

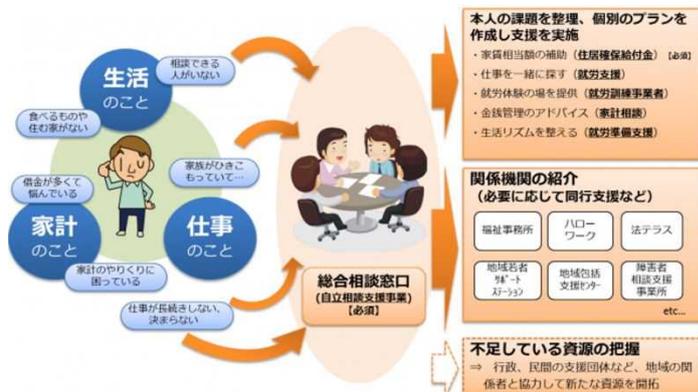
スタッフ会議を月 2 回行った他、活動におけるスタッフの困り事に着目し、スーパーバイザーや専門家の意見を取り入れ、新たな視点を持つことを目的とした「自立研究会」、専門家を招いて実施した「スタッフ研修」を通じてスタッフの質の向上を図った。

●企業との連携による就労促進

滋賀県の中小企業家同友会の会員となり、多くの企業が集う場で、毎月若者の現状や団体の取組について話す機会をもった。その結果、若者の就労の場の新たな確保に加え、多くの企業で若者の特性を理解し、対応できる柔軟な体制づくりが進んだ。

●アフターケア専門支援員の配置によるバックアップ体制構築

個別の支援計画を立て、関係機関とつなぐことができた。



(9) 評価者より

明確な理念があり、この理念が貫かれ実践につながっています。組織体制も構築されており、組織としての支援が確立されています。支援内容によっては、アフター支援専門員がバックアップする等、専門職機能も充実しています。

特筆すべきは、社会的に養護が必要な子どもの社会性を涵養するため、シェアハウスやサテライトハウスなど、子どもの状況に応じた支援資源を用意し、更に子どもたちの就職を支援するデザインとして、中小企業家同友会と共に就労支援ネットワークを構築する等、地域づくりにも取り組まれており、模範的な好事例です。

(10) 成果物

- 事業報告書
- リーフレット



(11) 今後の展開 (団体担当者より)

県全体でアフター支援の体制づくりの最中であるため、目の前の若者への直接支援を行いつつ、関係機関をつなぐコーディネート役として更なる役割を担っていきたいと思います。福祉関係機関だけではなく、就労面での受入れ先となる企業との関係づくりも密に行い、キャリア教育や若者の就労に関する取組を協働で進めるとともに、地域住民が現状を知り、自らできることを考えるきっかけを提供していきたいです。

多世代共生型居場所 創出・運営支援事業

認定NPO法人 コミュニティ・サポートセンター神戸（兵庫県神戸市）



多世代共生型居場所

立ち上げ支援

運営支援

(1) 団体概要

阪神・淡路大震災を契機に「自立と共生」をミッションとする民設民営の中間支援組織として 1996 年に設立、1999 年に法人格を取得し、2013 年に認定 NPO 法人となる。NPO やコミュニティ・ビジネスの起業・就業・ボランティアのサポートを行い、これまでに約 400 団体の起業をサポート。2007 年より居場所の立ち上げ、学びから仲間づくり、交流までトータルにして約 50 カ所の居場所の開業や運営の支援やボランティアコーディネートを実施している。

(2) 助成の概要

- ◆助成区分：地域連携（兵庫県）
- ◆助成金額：2,800 千円
- ◆他地域への普及が期待される事業

(3) 事業概要

神戸市内において、「多世代共生型居場所」の普及を目的に、居場所の創出及び運営支援を行った。創出支援では、居場所コーディネーター養成講座や、地域資源の発掘と利用者間交流を目的とした「居場所ラリー」を開催、また運営支援では、ノウハウの共有及び課題解決を目的とした「第 2 回居場所サミット in 神戸」を開催し、その成果物として神戸市内の居場所 316 カ所が掲載された「居場所サミット in 神戸 Big Map データ集 vol.2」（以下、「居場所データ集 vol.2」という。）を発刊、HP 上で公開した。

(4) 取り組んだ課題

●多世代共生型居場所の質・量の確保

人口減少社会において行政サービスの総量は減少せざるを得ず、互助・共助のプラットフォーム機能として地域コミュニティ、特に「居場所」への期待が高まっている。

なかでも、年齢や属性など対象者を限定しない「多世代共生型居場所」は、①世代間交流、②制度のすき間の補完、③コミュニティ・エコノミーの実践等、多面的な効果が見込まれる取組であるが、質・量ともに十分とはいえず、次の課題を解消する必要がある。

【課題】

- ・必要としている方への広報が届いていないこと
- ・運営上のノウハウが十分ではなく、資金・人材の調達に困難を抱えていること
- ・居場所として「場」を提供してもよいリソースとのマッチングの仕組みができておらず、地域資源を活かしきれていないこと

(5) 事業内容

①「居場所ラリー」の開催

新たな居場所の発掘・協働を目的に、東灘区・灘区の地域の居場所（26 団体）の協力により、ラリーマップをもとに参加者が居場所を巡る企画を 2 か月間実施。

②居場所立ち上げ支援講座の開催

新たな居場所の立ち上げ・担い手のマッチングを目的に、4 回の講座を地域ごと（東部・西部）に開催。

③居場所マネジメント支援講座の開催

ケーススタディを通じて居場所の意義や課題を整理し、実践者同士がノウハウを深め合う講座を開催。

④「第 2 回居場所サミット in 神戸」の開催

神戸市内を中心に居場所運営者、利用者、関心がある方等が一堂に会し、他地域の先進事例の学びや居場所運営の課題共有・解決策の意見交換を実施。

⑤「居場所データ集 vol.2」の発刊

神戸市内の多世代共生型居場所を一覧にした冊子を発刊。

⑥情報交換会の開催

神戸市の居場所づくり型一般介護予防事業の理解・周知を目的に開催。

(6) 事業実績 (アウトプット)

- ①居場所ラリー
協力団体 26 団体 参加者 延べ 192 名
- ②居場所立ち上げ支援講座
受講者 30 名
- ③居場所マネジメント支援講座
受講者 8 名
- ④第 2 回居場所サミット in 神戸
参加 79 団体、参加者 203 名
- ⑤居場所データ集 vol.2
掲載情報 316 カ所
(うち新規：民間 42 カ所／地域センター等 5 カ所)
- ⑥情報交換会
参加者 33 名

(7) 事業の成果 (アウトカム・インパクト)

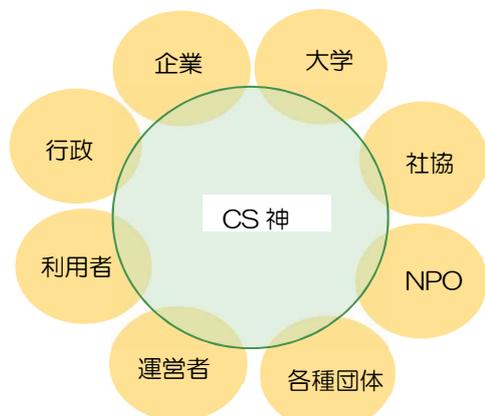
- 新たな居場所の創出
講座やイベントの開催により、神戸市内に新たに 15 カ所の居場所が立ち上がった。
- 居場所情報の可視化・周知
神戸市内 316 カ所の居場所の情報を掲載した「居場所データ集 vol.2」を発行・HP にも掲載を行った。居場所を必要としている方に情報を届けるため、市内すべての地域包括支援センター等への送付を実施。
- 既存の居場所の質の向上
講座等による居場所運営者のノウハウ共有及びネットワーク構築が図られたことで、既存の居場所の質の向上に寄与できた。



(8) 取り組みの工夫 (事業実施体制・プロセス)

- 居場所の質・量の向上につなげる工夫
居場所の利用者を増やすため、居場所情報の可視化（居場所データ集 vol.2）とイベント（居場所ラリー）によるゲーム感覚でのアクセスを行い、また居場所数を増やすため、講座開催と空き家保有者へのアプローチを行った。居場所運営者のノウハウ共有及びネットワークを構築するため、講座等はより具体的な実践に結びつくよう、ケーススタディを充実させ、受講者の目線に近い具体例を提示する等の工夫を行った。

- 多機関による強みを活かした効果的な連携
行政や企業との連携により、広報及び取組の充実が実現できた。また、大学との連携を通じて、居場所に関する役割を現状分析したことで、客観的に居場所の役割を認識することが可能となった。



<連携団体・企業・大学>

神戸市、神戸市福祉協議会、ネスレ日本株式会社、(一財)神戸すまいまちづくり公社、兵庫県立大学政策科学研究所 NPO 研究センター、生活協同組合コープこうべ、(公財)コープともしびボランティア振興財団、(公財)神戸いきいき勤労財団、NPO 法人しゅらく、認定 NPO 法人しみん基金・KOBE、居場所ラリー協力 26 団体

(11) 今後の展開 (団体担当者より)

居場所創出及び運営支援を継続するとともに、既存の居場所の利用者実態調査や、空き家・空きスペースといった地域リソースの有効活用にも取り組んでいきたいと思ひます。また、行政・企業・大学等、他セクターや他団体との連携をより深め、「居場所」という地域コミュニティの拠点整備を進めることで、住民主体の共助型まちづくりの一助となるよう引き続き事業を進めていきたいと思ひます。

(9) 評価者より

本事業を通じて、15 カ所の居場所が立ち上がり、新たな地域の交流拠点を創出できた点や、既存の居場所の質の向上にも寄与できた点は高く評価できます。

また、他団体・行政・企業・大学等、多様な社会資源との連携や講座等においてケーススタディを充実させる等の工夫が、質の高い支援につながっています。

(10) 成果物

- ・居場所ラリーマップ
- ・居場所ラリー報告書
- ・居場所データ集 vol.2



7. 優良事例一覧

特に優れた事例（S）及び優れた事例（A）について列記しました

（1）助成テーマを横断して取り組まれた事業

団体名	事業名	
①認定NPO法人 コミュニティ・サポートセンター神戸 <兵庫県>	多世代共生型居場所 創出・運営支援事業	特に優れた事例
②特定非営利活動法人 ワンネススクール <石川県>	地域つながる子育て長屋事業	
③社会福祉法人 ハケ岳名水会 <山梨県>	農業とプリリジスクールによる地域創生事業	

（2）他地域への普及が期待できる事業

団体名	事業名	
①特定非営利活動法人 コミュニティワーク研究実践センター <北海道>	困窮する若者の生活支援・住居確保推進事業	特に優れた事例
②特定非営利活動法人 再非行防止サポートセンター愛知 <愛知県>	再非行防止の社会自立促進ケア事業	特に優れた事例
③認定NPO法人 四つ葉のクローバー <滋賀県>	四つ葉アフターケア事業	特に優れた事例
④特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台 <宮城県>	住み慣れた地域で住み続けるための支援事業	
⑤特定非営利活動法人 子育て応援隊ココネットあおもり <青森県>	スリーステップサイクル居場所事業	
⑥特定非営利活動法人 ぐんま若者応援ネット <群馬県>	不登校やひきこもりの居場所事業	
⑦特定非営利活動法人 ちば地域生活支援会 <千葉県>	子どもの自立・自律と共生事業	
⑧特定非営利活動法人 ディーセントワーク・ラボ <東京都>	障がい者の特性に着目した仕事作り研修事業	
⑨公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 <東京都>	多職種研修コーディネーター育成事業	
⑩特定非営利活動法人 アレルギーを考える母の会 <神奈川県>	親子のための「スキンケア講座」事業	
⑪特定非営利活動法人 はっぴい mama 応援団 <新潟県>	妊娠期からの訪問・デイケア事業	
⑫特定非営利活動法人 つなぐプロジェクト <岐阜県>	自分らしく生きるを親子で考える事業	
⑬一般社団法人 サステイナブル・サポート <岐阜県>	学生向け就労支援事業	
⑭特定非営利活動法人 P O P O L O <静岡県>	生活困窮者のための中間的就労事業	
⑮特定非営利活動法人 ひろしま NPO センター <広島県>	産後サポートの拠点づくり事業	
⑯一般社団法人 沖縄高齢者支援協会 <沖縄県>	身元保証で高齢者の格差是正を図る事業	

（3）複数年助成により、発展がみられた事業

団体名	事業名	
①特定非営利活動法人 STORIA <宮城県>	困窮家庭の小学生への地域連携の食育事業	特に優れた事例
②特定非営利活動法人 中信多文化共生ネットワーク <長野県>	暮らしと地域再生プロジェクト事業	特に優れた事例
③一般財団法人 北海道国際交流センター <北海道>	ひとり親等の子どもの学習・生活支援事業	
④認定NPO法人 東葛市民後見人の会 <千葉県>	地域を支える安心システム 地域後見事業	
⑤特定非営利活動法人 くにしたち夢ファーム <東京都>	女性支援を通じた地域共生社会作り事業	
⑥6丁目クラブ <神奈川県>	今泉台コミュニティ・カフェ事業	
⑦特定非営利活動法人 名古屋難民支援室 <愛知県>	貧困難民等の緊急支援とエンパワメント事業	
⑧特定非営利活動法人 市民社会研究所 <三重県>	就労困難な若者のトレーニングカフェ事業	
⑨特定非営利活動法人 あめんど <滋賀県>	生活困窮連鎖防止のための若者支援事業	

（4）民間の創意工夫により、助成成果がみられた事業

団体名	事業名	
①特定非営利活動法人 あそびっこネットワーク <東京都>	子育て・発達・遊び支援ひろば事業	特に優れた事例
②特定非営利活動法人 福祉NPO支援ネットワーク北海道 <北海道>	居場所と連携した家族介護者等支援事業	
③宝塚市助産師会 <兵庫県>	ほっこりみんなで育む宝塚事業	
④岡山県学童保育連絡協議会 <岡山県>	学童保育作業療法士連携全国モデル事業	
⑤特定非営利活動法人 訪問理美容ネットワークゆうゆう <高知県>	瀬戸内海離島訪問理美容支援活動事業	
⑥特定非営利活動法人 オレンジハート <鹿児島県>	介護者支援「オレンジ・テラス」事業	

助成金の有効活用の観点から成果のみられた事例

- ◇ 先駆的・独創的な事例…………… ■
- ◇ 分野横断的な事例…………… ■
- ◇ 連携が拡大・拡充した事例…………… ■
- ◇ 制度化・モデル事業化した事例…………… ■
- ◇ 団体のステップアップにつながった事例… ■



8. 平成 29 年度事業を振り返って

(1) WAM 助成の成果

現行制度では行き届きにくい社会課題に対応した先駆的な取組や地域の実情を踏まえたきめ細やかな取組等の助成事業の成果が確認できました。公的助成である WAM 助成の成果を以下に整理しました。

- ① **分野横断的取組など民間の創意工夫を活かした効果的な支援** <特に優れた事例 1、2、4、5、7>
障害種別や世代、課題等の対象者の垣根を超えた取組や、課題解決のために民間ならではの創意工夫や機動力を生かした個別ニーズに寄り添うことで成果をあげた事例がみられました。
- ② **制度化・モデル事業化、現行制度の柔軟化** <特に優れた事例 3、4、6>
助成事業を契機として地域に必要な取組であることの認知が進み、制度化に結びついた事例や、取組の有効性が認められ、そのノウハウを基にモデル事業化された事例、また現行制度の柔軟化に寄与した事例がみられました。
- ③ **異業種・多機関による連携・ネットワーク構築** <特に優れた事例 1、3、4、5、6、7>
行政や社協、様々な業種の企業や地縁組織等との異業種・多機関との多様な連携やネットワークの構築により、地域内の課題解決力が高まった事例や、各地の取組を共有し合う仕組みづくりが進んだことで、全国的な支援体制の底上げにつながった事例もみられました。
- ④ **地域共生社会に向けた支え手の育成や住民参加の促進** <特に優れた事例 2、4、6、7>
地域在住の主婦や高齢者、医療・福祉有資格者や介護者などを対象とした研修事業に取り組んだことで、社会課題の理解や参加が促され、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを進めた事例がみられました。

主な支援対象者	支援対象者の状況（取り組んだ課題）の例	WAM助成により支援対象者の多様な課題に対応			
		①分野横断	②制度化	③連携	④住民参加
子ども	・発達障害・幼少期のいじめや虐待による心の病 ・不登校や非行、高校中退等で孤立した未成年者	✓	✓	✓	✓
子育て家庭	・経済的社会的困窮 ・育児ストレス ・DV ・親が共働きや夜勤又は精神疾患 ・ひとり親	✓	✓	✓	✓
若者・生活困窮者	・保証人が付けられず住居確保困難・生活破綻 ・児童養護施設退所者 ・ひきこもり状態 ・うつ	✓	✓	✓	✓
障害者	・生活困窮状態 ・ゲレーソン ・地域生活が困難	✓	✓	✓	✓
多文化家族	・言葉や文化の違い ・孤立 ・社会的自立困難	✓	✓	✓	✓
高齢者	・独居で孤立や困窮 ・移動困難 ・複合的課題	✓	✓	✓	✓
非行・刑余者	・自立準備ホーム退所後に身寄りなく孤立 ・障害	✓		✓	
被災者	・生活困難 ・コミュニティ崩壊 ・防災力低下	✓		✓	✓
住民・介護者	・課題対応力の低下 ・孤立や疲労 ・不安症	✓		✓	✓

(2) 今後の社会課題への継続的な対応

障害者手帳を持たない軽度障害児・者やひきこもりの若者、外国にルーツをもつ者等、制度の枠組みでは十分対応が困難な「**制度外の層への対応**」や、多文化家族や生活困窮家庭の子ども、病気や障害、国籍等の複合的な課題を抱えた者等、本来現行制度での対応が望ましい者のうち「**制度に結びついていない層への対応**」の必要性が浮き彫りになりました。

これらの複雑な社会課題の解決には、制度の狭間に対応する民間活動の事業推進体制の強化とともに、異業種・多機関との更なる連携やネットワーク構築を促し、継続的に後押しを行う必要があります。

(3) 評価項目別の要因分析

ヒアリング評価において、評価を分けた視点やその主な特徴を、評価方針に基づき「プロセス評価」と「成果評価」に大別し、各評価項目における「評価できる点」及び「課題・改善点」について要点整理を行いました。

① プロセス評価の「評価できる点」及び「課題・改善点」

プロセス評価		
事業推進姿勢	事業実施体制	事業実施プロセス
<ul style="list-style-type: none"> ● 「制度の狭間」や「制度が対応しづらい領域」への支援が評価された ● 「地域づくりの視点」が評価された ● 事前の「ニーズ把握」や「調査に基づく計画」が評価を左右した 	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部要因では、「専門職の配置」や「スタッフ研修の実施」、外部要因では「強みを活かした多機関・多職種連携」が評価された ● 福祉分野以外の企業との支援体制整備や行政・社協との包括的支援体制が評価を左右した 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「事業の組み合わせによる相乗効果」や「対象者の状況に応じた支援提供」が評価された ● 「行政との情報共有」に課題がみられた ● 事業評価の支援を踏まえた「成果の可視化」の実践が評価を左右した
<p>■ 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の狭間への対応 ・ 制度が対応しづらい領域を対象 ・ 地域づくりの視点 ・ 既存の地域資源の活用 ・ 行政調査に基づく事業計画 ・ 将来を見据えた事業計画 (政策提言や認定NPO法人を目指すなど) 	<p>■ 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の配置 ・ スタッフの専門性の向上 ・ 強みを活かした多機関・多職種連携 ・ 行政、社協との連携を重視 ・ 地元企業との就労支援体制構築 ・ 財源確保を含めた自立的な運営体制の確立 	<p>■ 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の組み合わせによる相乗効果 ・ 対象者の状況に応じた支援提供 ・ 当事者への継続的なサポート ・ 当事者の事業への参画の促進 (当事者目線の広報ツール開発など) ・ 数値化しづらい成果の指標化 ・ 評価視点を踏まえた利用者アンケート ・ 支援の実例を提示した報告書作成
<p>■ 課題・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画段階での成果目標が不明瞭 ・ 実施目標が不明確 (対象者、地域、頻度、期限、方法など) ・ 当事者ニーズが起点でない ・ ニーズ把握不足 ・ 地域性の理解不足 ・ 規模が小さく、広がりがみられない 	<p>■ 課題・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源確保 ・ 研修参加者のスタッフ起用の検討 ・ 現地の活動主体を形成する後方支援 ・ 連携先が限定的 ・ 福祉分野以外の協力体制構築 ・ 企業との効果的支援に関する意見交換 ・ 行政、社協との包括的支援 	<p>■ 課題・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政との定期的な情報共有 ・ 政策化に向けた目標設定 ・ ニーズの数値化 ・ 実績の効果測定による改善 ・ 専門家による事業評価 ・ 利用者の変化の把握、発信 ・ 成果物（報告書、動画）の公開 ・ 実例を提示した活動報告書

② 成果評価の「評価できる点」及び「課題・改善点」

成 果 評 価		
アウトプット（事業実績）	アウトカム（直接的成果）	インパクト（社会的成果）
<ul style="list-style-type: none"> ● 「目標値の達成状況」が評価を左右した ● 「支援を届けたい層へのリーチ」が評価を左右した ● 「対象者層の広がり」が評価を左右した 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「一人ひとりの状況に即した対応」や「対象者の主体性を尊重する支援」が評価された ● 「対象者の複合的なニーズへの対応」や「経済的自立に向けた継続支援」が今後の課題として挙げられた 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「制度化・モデル事業化」、「行政からの事業受託」が評価された ● 「分野横断的ネットワーク構築」や「他地域展開」の取組が評価された ● 「政策化に向けた行政との対話」や働きかけが課題として挙げられた
<p>■ 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値達成 ・ 参加者数の上昇 ・ 新たな対象者へのリーチ ・ 狙った層への支援 ・ 来所困難者へのアウトリーチ ・ 幅広い対象者への個別支援 ・ アンケート等による実績把握 	<p>■ 評価できる点</p> <p><対象者の意識・行動の変化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣が身に付き、意欲が醸成 ・ 自分を客観的に捉え、弱みを自覚し、支援を受け入れられるようになる ・ 自信喪失を軽減（自己肯定感の回復） ・ 他者に支えられている感覚の醸成 ・ 社会的自立や就労につながる <p>⇒一人ひとりの状況に即した対応 ⇒対象者の主体性を尊重する支援</p> <p><地域の新たなネットワーク構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農家や地元企業等との異業種連携 ・ 医療や福祉の専門機関の相互連携 ・ 地域住民による見守り体制の強化 	<p>■ 評価できる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度化・モデル事業化 ・ 行政からの事業受託 ・ 分野横断的ネットワークの構築 ・ クラウド化や数値化しにくい成果指標の作成等の他地域展開 ・ 他機関や他団体等からの問合せ ・ 行政・企業との継続的な実施 ・ 成果の普及による協力者の増加
<p>■ 課題・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標未達成 ・ 利用が低調、費用対効果に懸念 ・ 狙った層への支援が限定的 ・ 希望者の要望への対応 ・ 目標の根拠が不明瞭 ・ 設定した目標の妥当性の未確認 	<p>■ 課題・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の複合的なニーズへの対応 ・ 経済的自立に向けた継続支援 	<p>■ 課題・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策化に向けた行政との対話 ・ 企業や報道機関への働きかけ ・ 自治体との目標・ビジョンの共有 ・ 今後の事業基盤の構築 ・ 成果物のHP公開等の発信 ・ 成果報告書の更なる活用

③ まとめ

地域づくりの視点を持ち、福祉分野に留まらず異業種・多機関との連携体制を構築することで、個別ニーズに継続的に対応した事業や数値化しにくい成果の可視化に取り組んだ事業が高い評価結果となりました。

事業の効果を最大化できるよう、26頁にWAM助成の充実にに向けた提言をまとめました。

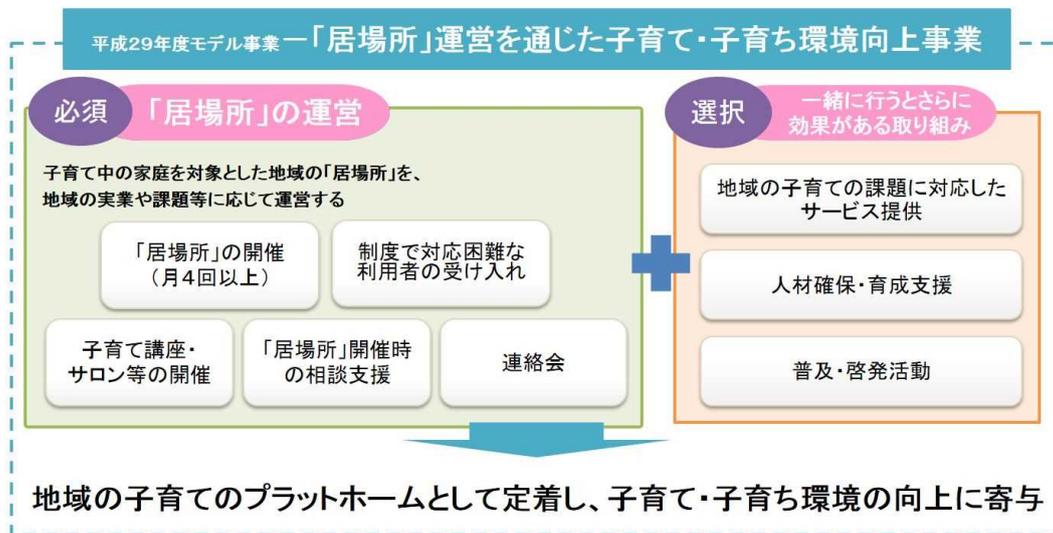
9. WAM 助成 モデル事業を振り返って

(1) モデル事業の目的

モデル事業とは、WAM 助成の優良事例の中から喫緊の課題に対応し全国に普及させたい取組をモデルとして設定し、同様の活動に助成することで全国各地に普及させることを目的として実施する事業です。平成 29 年度は、地域において対象者を限定せず幅広く受け入れ、地域資源を活かしながら柔軟にきめ細やかな対応を行うことで、地域の子育て・子育て環境の向上に寄与した事業を全国に広く普及させるため、「居場所運営を通じた子育て・子育て環境向上事業」をテーマに同様の取組を募集しました。

(2) モデル事業の枠組み

モデル事業では、居場所の運営について、分野横断的な対象者等の受け入れや拠点機能を活かした講座・サロン等の開催などを必須メニューとした他、効果を高めるために選択メニューを対象に含めました。



(3) 実績

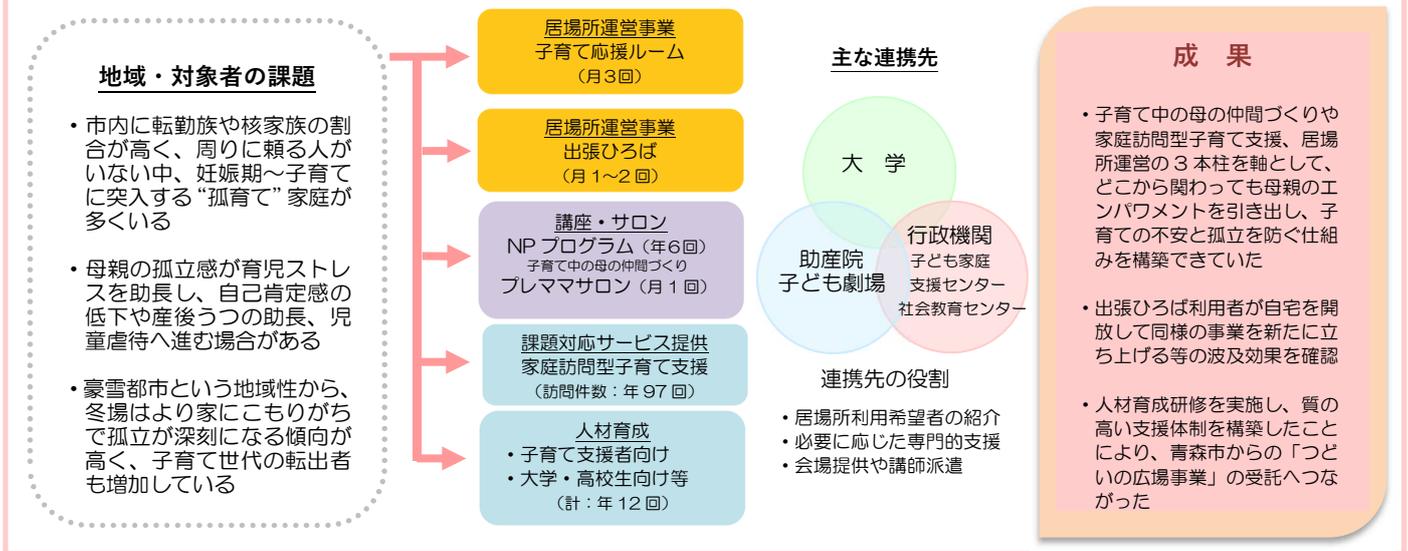
平成 29 年度は、様々な制度の狭間にいる人達を対象とした 12 件のモデル事業を採択しました。

平成 29 年度モデル事業実施団体について

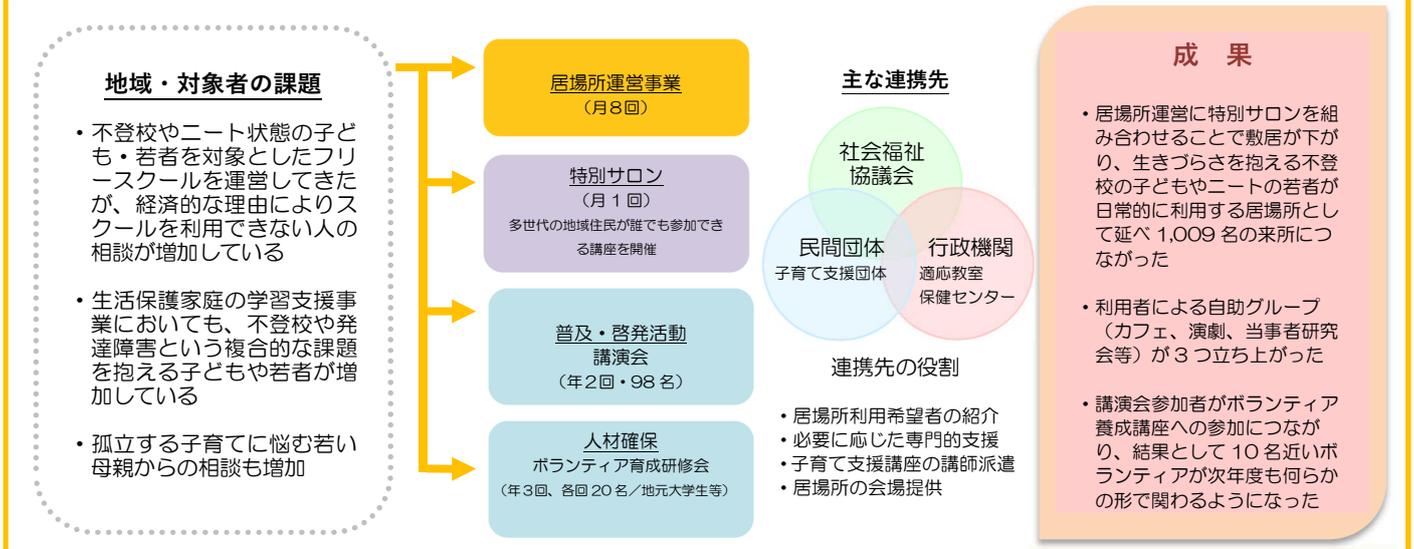


(4) 成果事例

■「スリーステップサイクル居場所事業」特定非営利活動法人子育て応援隊ココネットあおもり（青森県青森市）



■「地域つながる子育て長屋事業」特定非営利活動法人ワネルスクール（石川県白山市）



(5) まとめ

子育て家庭の居場所の分野では、まとまった額の支援が不足するなか、モデル事業は中規模の助成により、居場所以外のメニューや連携を事業に活かす枠組みを設けたことで、以下の成果が得られました。

① 事業メニューを組み合わせることの相乗効果

居場所運営の活動とともに、地域の子育て課題に対応したアウトリーチ型のサービス提供や人材確保・育成研修、普及・啓発活動を計画に盛り込むことで、継続的な居場所の利用につながった他、事業の継続に必要な体制構築にも確実に寄与し、事業終了後の事業展開にも活かされました。

② 地域における関係機関との連携体制構築による質の高い支援の実現

対象を限定せず、複合的な課題を抱えた支援対象者に対応するために、行政機関や社協、大学や民間の専門的支援団体との継続的な連携体制が築けたことで、居場所を必要とする対象者と接続できた他、必要に応じて専門機関につなぐ等、地域のなかで居場所の持つ機能が活かされました。



(1) 自立的・継続性・将来発展性を意識した柔軟な期中支援の強化 〈事業推進姿勢〉

事業推進姿勢にかかるヒアリング結果から、「地域づくりの視点」を持ち、ニーズ把握や調査に基づく制度の狭間や既存の制度が対応しづらい領域に取り組む事業が評価されました。こうした事業が対象とする社会課題は、その複雑さから、事業計画時の想定だけでは成果を上げることが難しい領域にあり、期中における計画の見直しに関する柔軟な対応が求められます。

また、将来の事業構想を意識した段階的な目標の設定やその達成に向けて WAM のリソースを最大限活用することで、更なる成果につなげることが期待されます。

〈自立的・継続性・将来発展性を意識した期中支援の充実のために〉

- ① 期中における計画の見直しに関する柔軟な対応
- ② 段階的な目標設定の機会提供及びその達成に向けた WAM のリソースの更なる活用

(2) 複数事業の組み合わせによる相乗効果の促進 〈事業実施体制・事業実施プロセス〉

事業実施体制にかかるヒアリング結果から、効果的な支援に資する「専門職の配置」や「スタッフ研修」、「強みを活かした多機関・多職種連携」への取組が評価されました。

また、事業実施プロセスにかかるヒアリング結果から、「事業の組み合わせによる相乗効果」が評価された一方で、「行政との定期的な情報共有」が課題としてあげられました。

効果的な事業実施においては、助成事業終了後の事業継続や自立化、制度化等を見据えて、「団体内の専門性の向上」や「行政を含む関係機関との強みを活かした連携」に期中に取り組むことを積極的に後押しすることが重要です。

〈事業実施体制の確保を促進するために〉

- ① 「団体内の専門性の向上」や「行政を含む関係機関との強みを活かした連携」に関する情報提供
- ② 複数の事業の柱を組み合わせた効果的な取組の積極的な後押しや情報提供

図. 段階的な目標設定や WAM リソースの活用

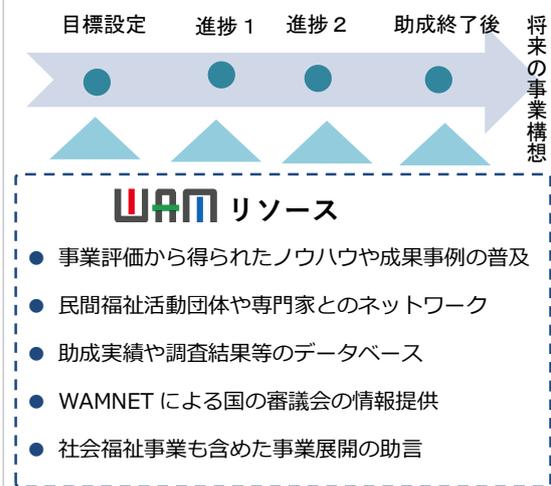
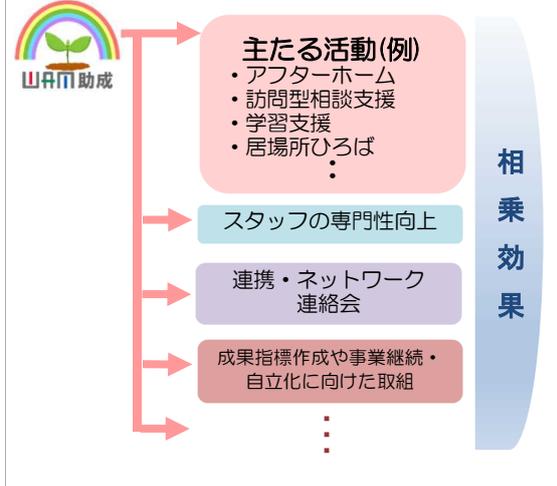


図. 複数事業の組み合わせによる相乗効果



(3) 成果目標や効果検証・可視化の具体的検討による事業アウトカムの向上 〈アウトカム〉

アウトカムにかかるヒアリング結果から、「一人ひとりの状況に即した対応を行う事業」や「対象者の主体性を尊重する支援」が高く評価された一方で、「対象者の複合的なニーズへの対応」や「経済的自立に向けた継続支援」が今後の課題として挙げられました。

上記の課題への対応には、行政や関係機関の協力が不可欠であり、一般的なニーズの解釈や数値に加え、団体にとって価値ある成果を可視化する事業評価への支援が重要です。

〈事業アウトカムの向上のために〉

- ① 「団体にとって価値ある成果」や「価値ある成果の測り方」を掘り下げる機会づくり
- ② 事業評価に関する考え方や知識、スキルアップなどに関する情報提供

(4) 助成事業の社会的インパクトの最大化 〈インパクト〉

社会課題が複雑化するなか、全国規模のWAM助成は、民間の創意工夫を活かし、分野横断的事业や広域的事业を後押しすることで、制度化・モデル事業化や、異業種・多機関による連携・ネットワーク構築等を図り、地域共生社会の実現に寄与していくことが期待されます。そのためには、事業の立上げ段階に加え、活動実績により明らかとなった一層複雑な課題へ対応する「既存事業のステップアップ段階」への更なる後押しが必要です。

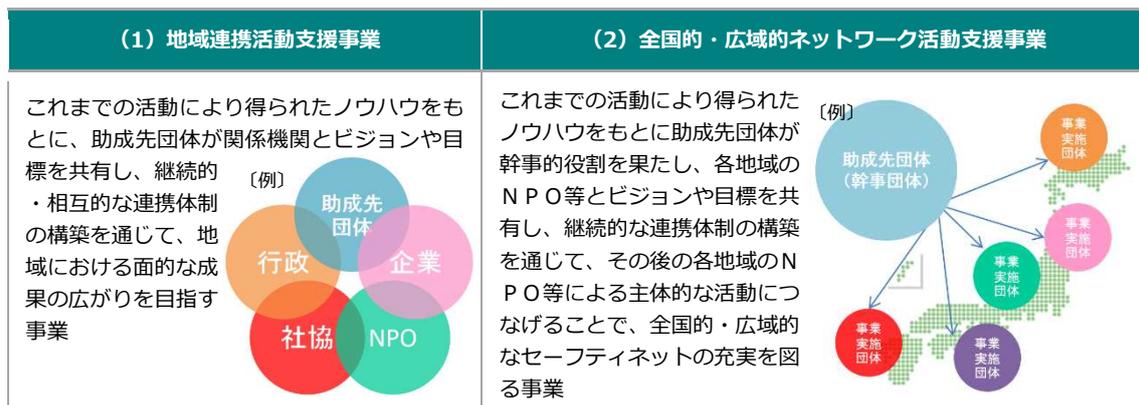
また、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウを基に事業をさらに発展させ、事業を通じて明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応するための「新たなモデルとなり得る活動」を対象とする複数年かつ大型の助成の枠組みを設ける等、助成メニューの見直しが考えられるところです。

WAM助成により、NPO、行政、企業等の立場の異なる組織が、共通のビジョンや目標を掲げ、その達成を通じて社会的インパクトの最大化を図ることが今後一層期待されます。

〈助成事業の社会的インパクトの最大化のために〉

- ① 既存事業のステップアップ段階への後押しを重視
- ② 複数年かつ大型の新たなモデルとなり得る活動を対象とする「モデル事業」の創設

図. 新たなモデルとなり得る活動を対象とする「モデル事業」のイメージ



(参考)

11. フォローアップ調査結果

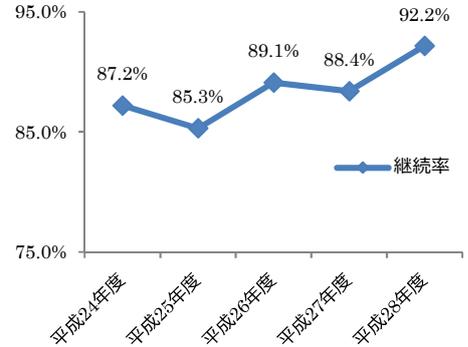
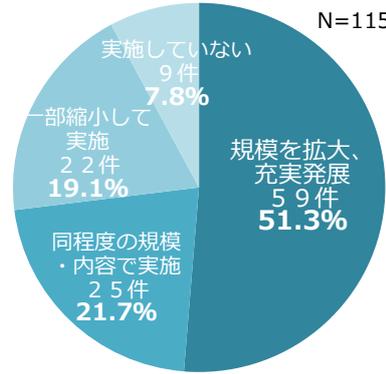
調査対象：平成 28 年度 WAM 助成事業実施団体 125 団体
総回答数：115 団体 (N=115) 回答率 92.0%

(1) 助成事業の継続状況

9 割超が継続して事業を実施

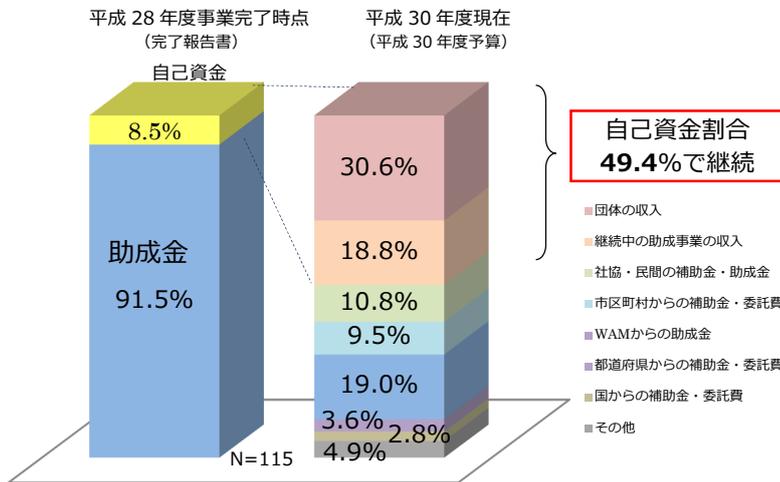
平成 28 年度の助成先団体のうち、全体の **92.2%** が助成期間終了後も事業を継続していた。

このうち **51.3%** の事業については、対象者や協力者の増加や、新たな課題への対応を視野に入れる等、事業規模を拡大又は事業内容を充実・発展させて継続していることが分かった。



(2) 平成 30 年度事業の予算額に対する財源内訳 (複数回答)

事業継続は「自己資金」が 49.4% を占めた



自己資金割合の高い事業継続事例 (一部抜粋)

会費や寄付の割合が高い事例

- 認定 NPO 法人フードバンク山梨 (会費収入・個人寄付)

自主事業力をつけた事例

- NPO 法人 Kacotam (学習支援の授業料)
- NPO 法人あめんど (乾燥野菜の製造・委託販売)
- 6丁目クラブ (カフェの会費及び配食事業収入)

受託事業力をつけた事例

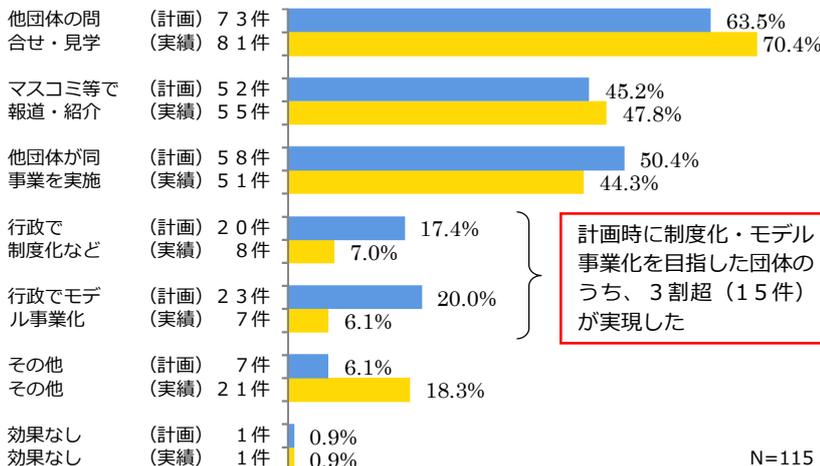
- 一般社団法人あんしん地域見守りネット (松戸市あんしん電話事業の受託)
- 一般社団法人インクルージョンネットワークかながわ (鎌倉市学習支援事業の受託)

※その他は「3.対外的な波及効果」の事例参照

(3) 対外的な波及効果 (複数回答)

15 件が行政で制度化、モデル事業化につながった

- 全体の 7 割以上に「他団体の問合せ・見学」、約 5 割に「マスコミ等で報道・紹介」の効果があり、いずれも見込以上の実績がみられた。



制度化・補助金化した事例 (一部抜粋)

- 一般社団法人あんしん地域見守りネット
松戸市あんしん電話事業 (千葉県松戸市)
- 一般社団法人インクルージョンネットワークかながわ
鎌倉市学習支援事業 (神奈川県鎌倉市)
- NPO 法人ワークーズ・コレクティブ協会
横浜市就労準備支援事業 (「事前講座」の枠組み追加) (神奈川県横浜市)
- 認定 NPO 法人丸子まちづくり協議会
静岡市地域交通弱者対策事業 (静岡県静岡市)
- 認定 NPO 法人ハーモニーネットワーク未来
笠岡市子どもの食と居場所づくり支援事業 (岡山県笠岡市)

モデル事業化した事例 (一部抜粋)

- NPO 法人まんまるママいわて
産前産後サポート事業 (アウトリーチ型) (岩手県釜石市)
- 産前産後サポート事業 (岩手県花巻市)
- NPO 法人さんりく WELLNESS
大槌町の復興事業 (岩手県大槌町)

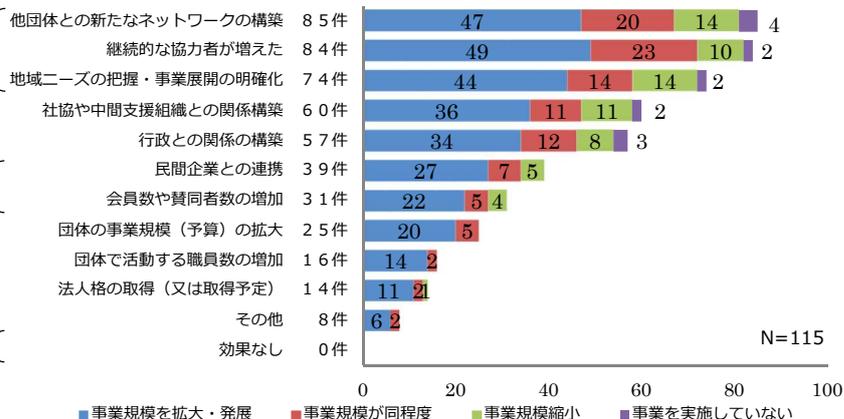
(4) その後の団体活動や組織に与えた効果 (複数回答)

全事業の7割以上に「他団体との新たなネットワーク構築」や「継続的な協力者の増加」を確認

● 上位2つの項目については、全事業の7割以上に効果がみられた。また、上位3つ目の項目は、全事業の6割以上に効果がみられた

● 「民間企業との連携」や「会員数や賛同者数の増加」の項目では、事業規模を拡大・発展した団体 (青色) の割合が高かった

● 「効果なし」とした回答はなかった。全ての団体において WAM 助成の事業がその後の団体活動や組織に効果を与えたことが分かった



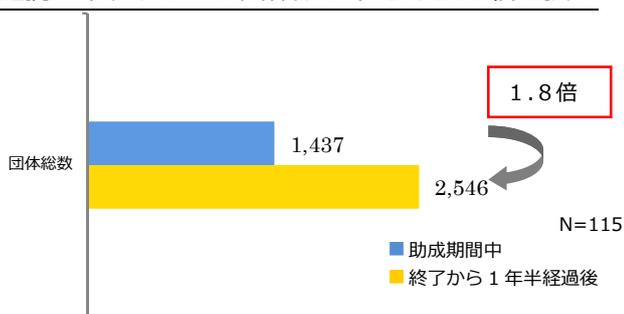
(5) 連携の内容

NPO 法人等の他、行政や市社協との連携が充実

連携先	割合	連携の効果の例
1 NPO 法人・任意団体との連携	73.0%	難民支援を行う弁護士や支援団体と連携し、個別ニーズに即した支援に取り組めた。
2 社会福祉協議会・地域包括支援センターとの連携	61.7%	支援が必要な住民の紹介や状況の共有、必要に応じた支援機関の紹介等の効果が得られた。
3 国・都道府県・市区町村との連携	53.0%	市の10に及び関係部署が事業に積極的に参画し、訪問型の支援等で専門性を活かし、地域包括ケアの体制が構築できたことが事業成果に活かされた。
4 福祉施設・病院・医療関係施設との連携	46.1%	施設職員や介護関係者がコミュニティカフェ事業のサポーターとして定期的に利用し、必要に応じて利用者の相談に対応した他、地域ニーズの情報交換ができた。

(6) 連携・ネットワーク団体数の変化

連携・ネットワーク団体数が平均で1.8倍に拡大



(7) 助成先団体が運営する法定事業に与えた効果 (複数回答)

13事業でシナジー効果を確認 (※法定事業実施団体16件中)

<施設・事業の種類>

就労継続支援事業所、小規模多機能型居宅介護、訪問介護
地域子育て支援拠点、一時生活支援 等

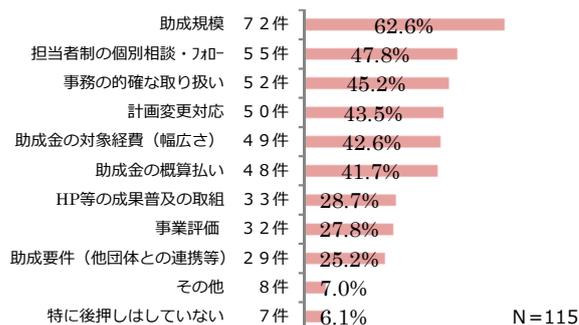
<主な効果例>

- 訓練作業、入居中の生活サポート、面接面談の3方向から利用者に関する情報を収集・分析する体制への信頼が広がり、一時生活支援の依頼自治体数が増加した
- スタッフの相談スキルが向上し、より良い対応につながった

(8) 組織運営上の課題 (複数回答)



(9) 継続や波及効果等を後押しした WAM 助成の特徴 (複数回答)



(10) 制度の狭間にある課題や新たに明らかとなった課題、望まれる制度、今後の事業展開

フォローアップ調査では、事業を継続している助成事業実施団体に「新たな課題や制度の狭間にある課題」と「制度への期待」、自団体における民間活動の「今後の事業展開」について尋ねました。ここではその一部を紹介します。

難聴者相談支援や啓発の試みに取り組む団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

- ・難聴になっても手帳が得られない軽度の障害だと行政の支援がほとんどない。
- ・障害者と言われることに気持ちが割り切れず無為に経過して重度になり、リハビリなどが困難な年齢になってしまう支援者をよくみかける。
- ・難聴は周囲の人の理解や協力が必要なことと本人が早めに対策することを早い段階で啓発する必要がある。

〈制度への期待〉

- ・防災訓練などに地域の難聴者（手帳のない軽度の方も含めて）と一緒に参加してもらおう仕組み。
- ・情報支援者との連携を深めた、様々な状況に合わせた支援システム。

〈今後の事業展開〉

- ・地域の防災訓練などへの参加や広報などで協力する。
- ・情報支援者などとの話し合いで難聴者に対する支援の方法を検討して決め、この課題に関係する他団体に提案する。

移動販売車を使用し、児童養護施設入所者や障害者とともに製品販売を行い、地域住民とふれあいの場を創出する取組を行う団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

養護施設の入所の年齢が一般的に18歳までであることに、子どもたちの処遇について課題があると感じている。養護施設から一般社会に巣立っていく状況を本事業を通じてみると、18歳で就職し、就職先の環境に馴染めない為か、養護施設を頼って戻り、卒園したはずの子供が再度本事業に参加した後、次の就職先に行き、その後戻ってくるなどし、数回就職先を変えて落ち着いた例もあった。子供の個人差があるので一概には言えないが、養護施設から一般社会へ進んでいくまでの年齢的な制約の少ない中間施設的なものは考えられない

〈制度への期待〉

児童養護施設から一般社会へ入っていくまでの年齢的な制約の少ない中間的な施設。

〈今後の事業展開〉

販売を通じた一般社会と接触が密な事業なので、今後の事業展開においても、子供たちの社会への順応を心掛けて活動する。事業を通じて養護施設の子供達とコミュニケーションが図れる我々一般人が、養護施設と連絡を取り合い、子供たちの精神的成長に貢献できるように活動していく。

多文化家族への学習支援、居場所事業及び相談活動への取組を行う団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

「多文化家族支援」に関する課題には、当事者や支援者以外の社会全体が「多文化家族支援」についての必要性を認識し、それぞれの地域で自治体や行政機関、教育委員会、学校が連携して取り組む必要があるが、全国的には普及が進んでおらず、地域の状況も様々で課題が多い。「外国人労働者の受け入れ拡大」の議論において、今在住する外国人労働者の家族の課題をどう改善するか、といった「多文化家族支援」という視点で議論がなされ、地域で行政とNPOとの連携が構築されることが望まれる。

〈制度への期待〉

まずは国が外国人の受け入れについての指針を作成し、国の予算と地域の予算を元にした各地域毎の支援センターの設立が望まれる。参考としては、「多文化家族支援センター」を各自治体に設けた韓国モデルなどが先進的事例としてある。

〈今後の事業展開〉

- ・WAM助成事業で行った連携モデルを継続し、助成事業を契機にそれぞれの地域で独自予算を立て事業の継続を図る。
- ・また、そうした地域での活動のサポートや新たな活動が生まれるよう、事業成果を全国的に発信していく。

ひきこもりや発達障害などの困難を抱える若者に、弁当販売などを通じた関係作りの支援を行う団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

- ・不登校・引きこもりから、精神知的発達障害・依存症・精神薬の副作用・DV・外国ルーツ・犯罪非行傾向・性的少数者・貧困等が重なるケースなど、制度に乗る部分と乗らない部分が混在する課題がある。
- 本人だけでなく家庭、学校、地域等々問題は錯綜している。戸籍が不明なケースなどでは、誰にもSOSが出せず孤立してしまう課題も存在する。

〈制度への期待〉

難病等の認定や障害者手帳がなくとも、その人が困っている度合いによって、より福祉サービスが受けやすい制度の変革が望まれている。

〈今後の事業展開〉

困難を抱える子どもや若者等のための居場所作りや個別相談・親の会、各種工房教室、シェアキッチン（多世代異文化食堂など）、交流事業（アートイベントなど）、ネットワーク事業（支援者支援のネットワークなど）、勉強会・研修会（当事者研究会など）を展開する。

難民の生活安定にむけた支援体制向上の活動に取り組む団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

平成 30 年 1 月の法務省により難民認定申請の手続きに関する運用の見直しが始められた。従来は、難民申請時に在留資格を有する者は、難民申請から 6 か月後に就労許可を得ることができ、難民申請から約 3 か月後には在留カードが付与されていたため、国民健康保険等の社会保障サービスにもアクセスすることができたが、この見直しにより一部の難民申請者は在留資格を失うことになった。就労許可を得られる者も、難民申請から 8 か月経過しないと就労許可を申請することができなくなった。また、在留カードの付与も難民申請から 8 か月経過後となり、その間、住民登録ができず、社会保障サービスを受けられないようになった。

〈制度への期待〉

・難民申請者は、上記課題に挙げた期間は住民登録ができないため、自治体は住民として認識せず、社会保障制度が適用されない。

国民健康保険が無いと、医療機関で受診できないことも想定されるため、セーフティネットとなりうる社会保障制度の拡充が望まれる。

〈今後の事業展開〉

・提案した国民健康保険の拡充は当面難しいと思われるため、未病のための医療相談会の実施や、風邪など軽い症状に対応可能な体制の構築を医師と検討している。

難民申請者への公的支援を実施している団体もシェルターを持っていることから、提供の促進を図るべく働きかけを行う。

身寄りのない方が安心して豊かな暮らしが送れるよう身元引受人などの「身寄り」問題の解決に取り組む団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

・「身寄り」がないという事実は、社会的孤立の問題以上に、明確ではっきりとしていて、しかも、当事者が正面から直面せざるを得ない課題（ニーズ）を引き起こす。中でも最大の課題が「連帯保証・身元引受」の問題であり、それ以外にも、「医療決定」、「金銭管理」（特に病気・けが・認知症になった場合等における金銭管理）「死後対応」の問題といった明確なニーズがある。

〈制度への期待〉

①住居の連帯保証では新たな住宅セーフティネット制度の充実、②病院や介護施設の連帯保証を不要にする施策、③医療決定では、当事者団体の促進による「備え」とこれを支えるインフラの整備、④金銭管理では、社協の日常金銭管理事業の拡充等、⑤死後対応では、行政の責任の明確化等

〈今後の事業展開〉

・当事者の活動の促進への注力

・医師会・老協協といった事業者団体への働きかけを行い、事業者による検討を促す。

・全国に「身寄り」問題を扱った同様の取組の波及を促す。

仮住まい（シェルター）の提供や生活全般の支援などを包括的に行う活動に取り組む団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

・「制度のはざま」という考え方に、ずれがあることが分かってきた。

1. 「制度と制度の間を埋める。たとえば障害者手帳を取得するまでのフォローをするが、手帳を取得して計画相談支援につながれば、CSW の支援は終了する」というような考え方と、「当事者の生活を継続して支えるために制度につながった後も、役割は小さくなるが、制度ではできないフォローを一緒に担う。」という考え方とのずれ。
2. 支援者と当事者の間に共生関係を生み出したり、なんでも「一緒にしてあげる」ことで、当事者の生きる力を奪ってしまう危険があることを、しっかりと認識している考え方と、そうでない考え方のずれ。

〈制度への期待〉

・地域包括支援センター、生活困窮者相談支援窓口、CSW や地域福祉コーディネーター、居住相談窓口などどれも必要だが、相談窓口の種別が拡大していく傾向がみられる。それらを統合して一つの相談窓口にして、その中で役割分担する地域の相談支援センターのようなものが機能的で必要ではないか。

〈今後の事業展開〉

・生活困窮者支援の連絡会合、中学校区での地域活動協議会や民生委員と連携した活動への参加を継続する。特に、当団体が運営する障害福祉サービス事業の就労支援センターに手帳を持っていない障害者や引きこもり者等の受け入れを続け、地域の社会資源として継続していく。

若年性認知症の人のための仕事づくりや進行予防のためのプログラムなどを通して介護保険サービス等の社会資源につなげる活動に取り組む団体の声

〈新たな課題や制度の狭間〉

・若年性認知症の人が軽症な時に利用できる社会資源が少ない。就労継続 B 型事業などになると、収益をあげなければならないし、ガイドヘルパーなどを活用して通って行くことができなくなる。

・若年性認知症の人の相談機関は、全国に整備されつつあるが（各都道府県 1 か所の若年性認知症コーディネーターの配置）、相談だけでは解決しないことが多く、進行予防の取組や、当事者同士の交流が重要となるが、相談と一緒に同様の取組を実施している機関は少ない。

〈制度への期待〉

・若年性認知症の相談だけでなく、進行予防の取組や、当事者同士の交流が必要である。そのためのアセスメント力や支援方法を学ぶ実践的な研修を提供する仕組みがもっと必要である。

〈今後の事業展開〉

・若年性認知症の相談だけでなく、進行予防の取組や、当事者同士の交流を継続していく。

・支援者のための研修も行い、アセスメント力や支援方法の学ぶ実践的に学べる場を作っていきたい。

(参考)

12. 2019年度 社会福祉振興助成事業 (WAM助成) 募集要領(案) ※一部抜粋

本事業の公募は、本来2019年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては内容に変更が生じることがあることに留意してください。

目 的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成を行ない、高齢者・障害者等が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援を行うことを目的とします。

対象者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う、営利を目的としない次の法人又は団体

- ・ 社会福祉法人
 - ・ 医療法人
 - ・ 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
 - ・ NPO法人（特定非営利活動法人）
 - ・ 一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす〔事業実施期間中移行を含む〕一般社団法人又は一般財団法人）※
 - ・ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体 ※
- ※ に関しては要件がございます。詳しくは募集要領をご覧ください。

対象経費

対象経費	
謝金	印刷製本費
旅費	通信運搬費
借料損料（会場借料含）	賃金
家賃	委託費
備品購入費	保険料
消耗品費	雑役務費
（燃料費・食材費・会議費含）	光熱水費

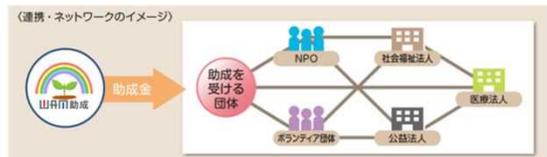
対象事業

次の（１）又は（２）のいずれかの事業であり、かつ、次ページに掲げる助成テーマに該当し、要望団体が自ら主催する事業とします。

対象事業	（１）地域連携活動支援事業	（２）全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完もしくは充実させる事業
《要件①》 他の団体との連携	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
《要件②》 活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	2つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が1つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額	50万円～700万円	50万円～ <u>900万円</u> （注）

注）なお、次のいずれかに該当し、委員会が特に認める場合は、全国的・広域的ネットワーク活動支援事業において、2,000万円までの範囲内で上記助成金額を超えることができます

- ・ 災害支援等、十分な資金の確保が必要な事業
- ・ 4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業



審査項目

(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活動実績・財務状況 ✓ 実施者適性、連携・協働
(2) 事業の目的、内容等の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業の目的及び内容 ✓ 計画の妥当性及び助成の効果
(3) 費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経費の妥当性 ✓ 経費の合理性
(4) 自立的継続性・将来発展性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自立的継続性・将来発展性 ✓ 助成の意義（独創性、先駆性、普遍性、社会的必要性等の観点）

※（４）自立的継続性・将来発展性についての採点は、2倍とします

事業実施期間 4月1日から翌年3月31日まで

申込方法

- 1 募集要領・応募書類をダウンロードし作成
- 2 ホームページの登録フォームよりエントリー
- 3 応募書類（添付資料含む）をメール送信

詳細はWAMホームページをご覧ください

本事業の公募は、本来2019年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては内容に変更が生じることがあることに留意してください。

目的

WAM助成では、これまで複数の団体との連携やネットワークを重視した助成を行い、全国各地で民間の創意工夫ある取り組みが展開されてきました。

今般、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウを基に事業をさらに発展させ、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、新たな「モデル」となり得る活動を募集します。

対象事業

次の(1)又は(2)のいずれかの事業であり、かつ、下記に掲げる助成テーマに該当し、要望団体が自ら主催する事業とします。

対象事業	(1) 地域連携活動支援事業	(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	これまでの活動により得られたノウハウをもとに、助成先団体がビジョンや目標を共有し、継続的・相互的な連携体制の構築を通じて、地域における面的な成果の広がりを目指す事業	これまでの活動により得られたノウハウをもとに、助成先団体が幹事的役割を果たし、各地域のNPO等とビジョンや目標を共有し、継続的な連携体制の構築を通じて、その後の各地域のNPO等による主体的な活動につなげることで、全国的・広域的なセーフティネットの充実を図る事業
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年にわたり安定した運営を行うため、事業の実施体制を確実に確保すること ・連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業計画を作成すること ・事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施すること ・外部評価者又は伴走支援者と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告すること 	
助成期間	2～3年以内 <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づき、連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定しています。ただし、次年度の助成金を保証するものではありません。また、採択された場合であっても、予算の都合等により助成金額の減額や終了となる場合があります。 ・助成金の交付申請及び交付決定は年度毎に行い、次年度の事業に係る要望時に当年度の実績見込みの審査を併せて行います。審査の結果によっては、次年度以降の助成金額の減額や終了を行う場合があります。 	
助成金額	3年間の合計：3,000万円まで 2年間の合計：2,000万円まで	
対象経費	「2019年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(案)」に準ずることとします。なお、事業の実施体制を確実に確保する観点から、助成事業に従事した時間数に基づく正職員の人件費の一部（基本給・通勤費）も対象とします。ただし、対象経費にすることができる範囲は助成金額に対して50%を上限とします。	

注) 上記以外の事項については、「2019年度社会福祉振興助成事業募集要領」に準じます。

ニッポン一億総活躍プランを軸とした助成対象テーマ

<安心につながる社会保障>

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

<夢をつむぐ子育て支援>

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業



独立行政法人福祉医療機構

WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY